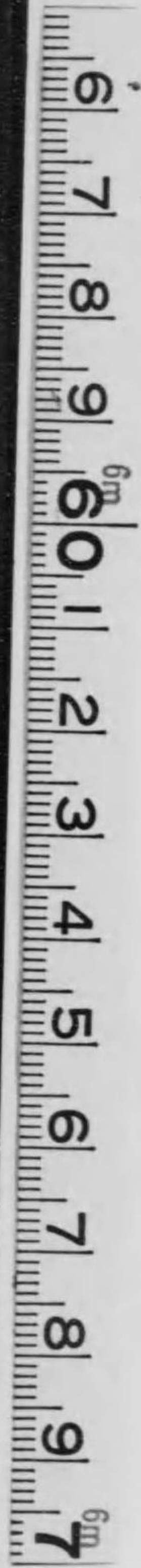


203.5
31



始



工5H-52

263.5-31

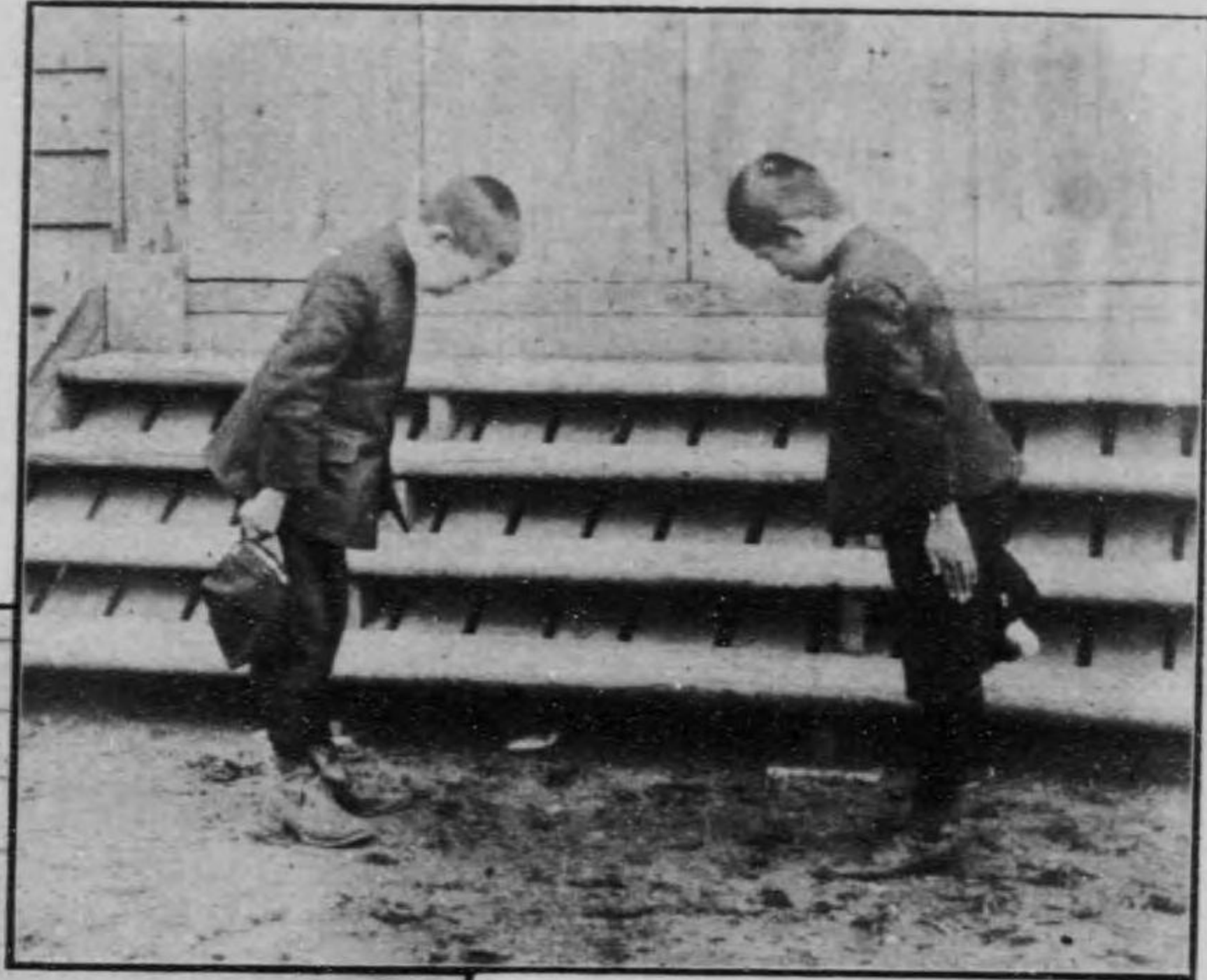
東京高等師範學校訓導 相島龜三郎著

文部省要項準據
修身教科書配當

作法新教授書

東京寶文館藏版

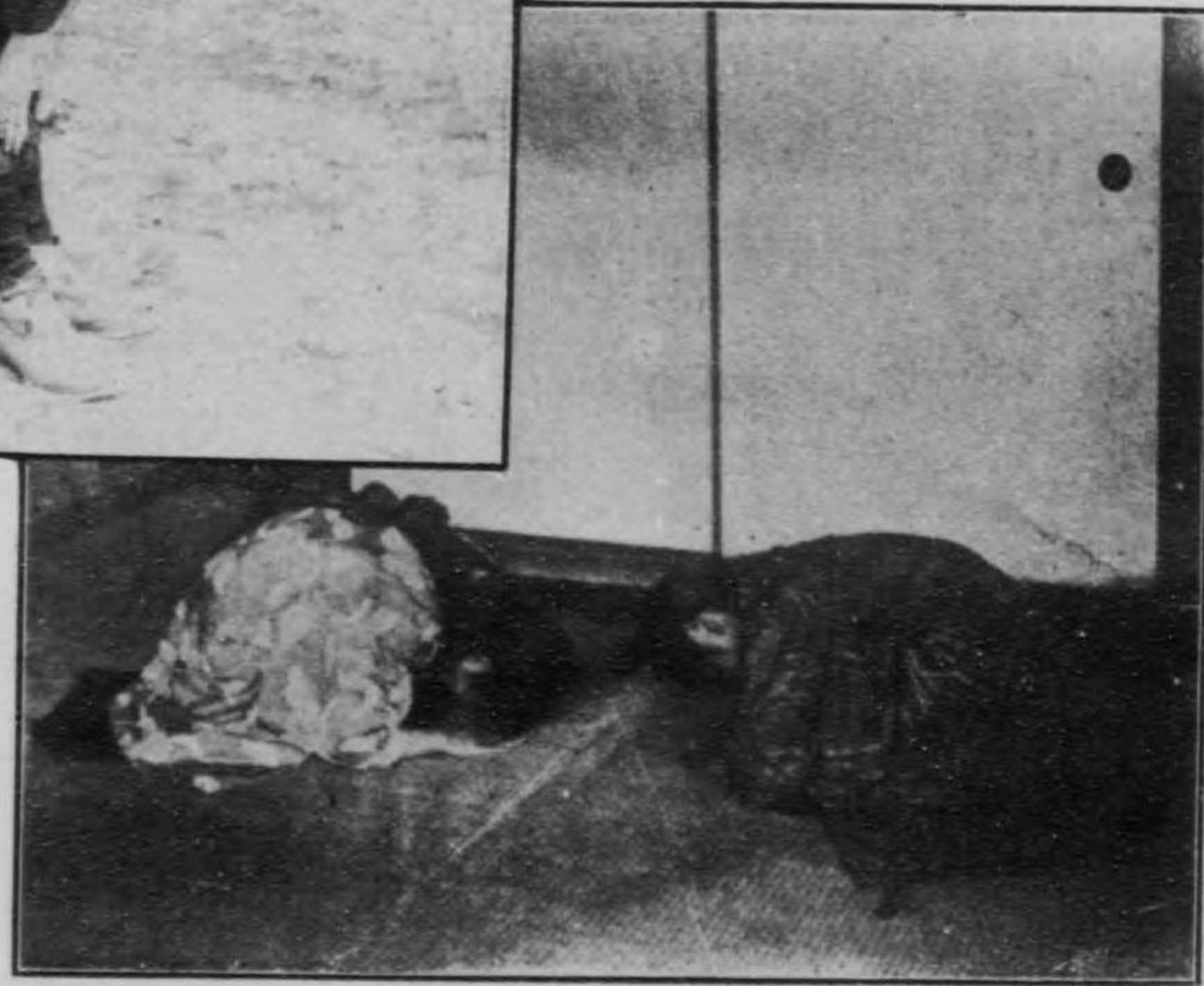
大正
2. 7. 9
内交



立禮(普通禮)



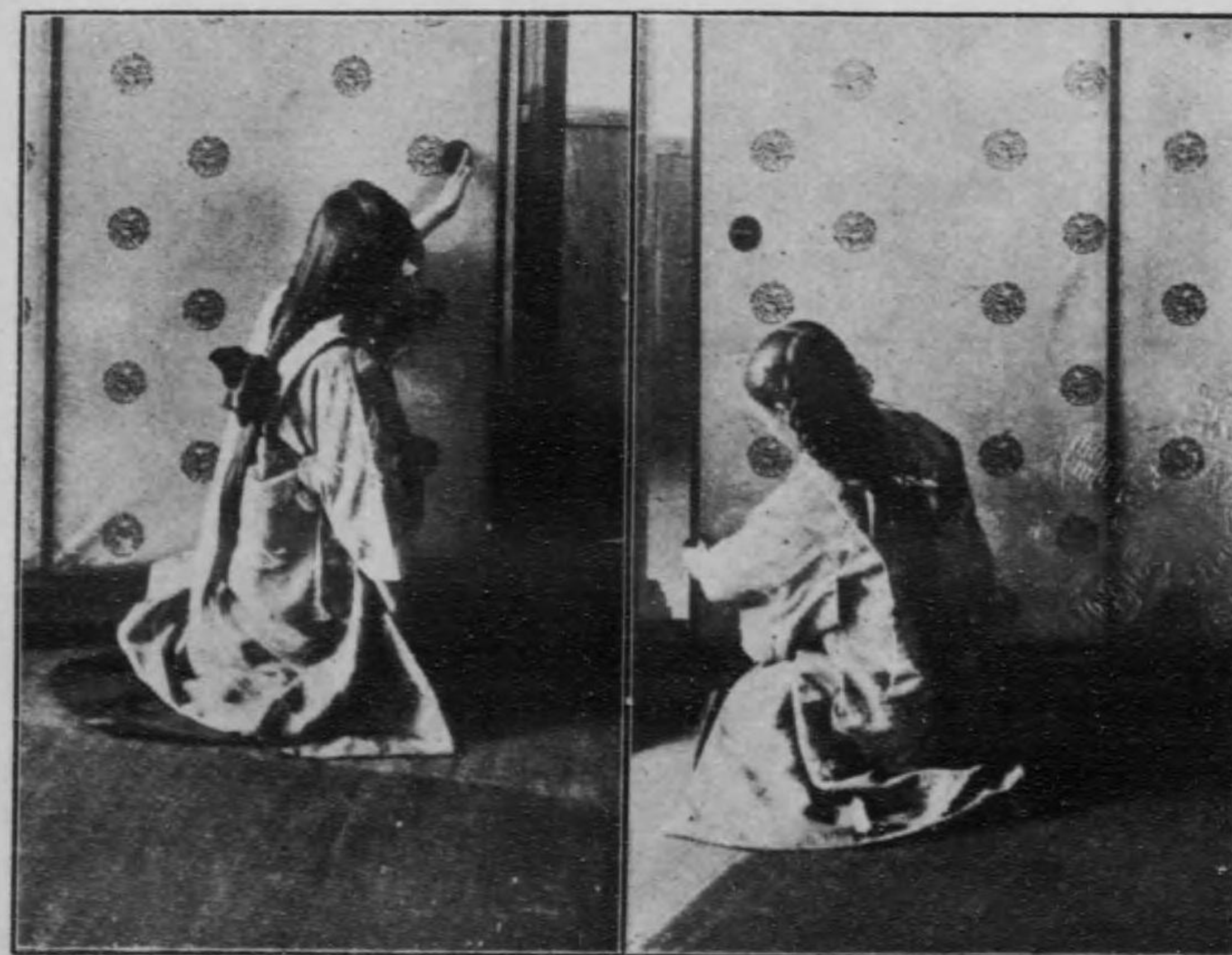
立禮(最敬禮)



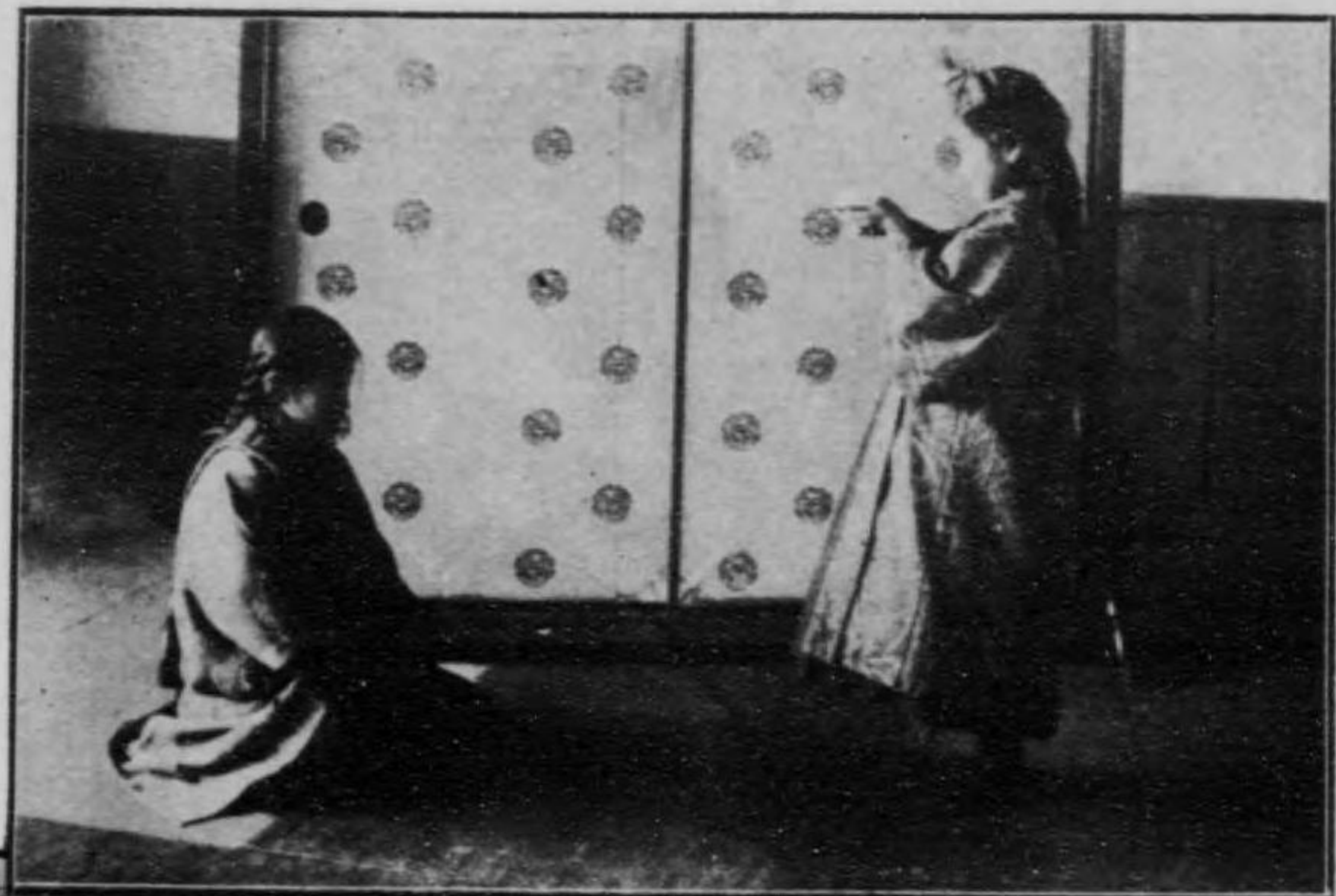
(禮敬最は左禮通普は右) 禮坐



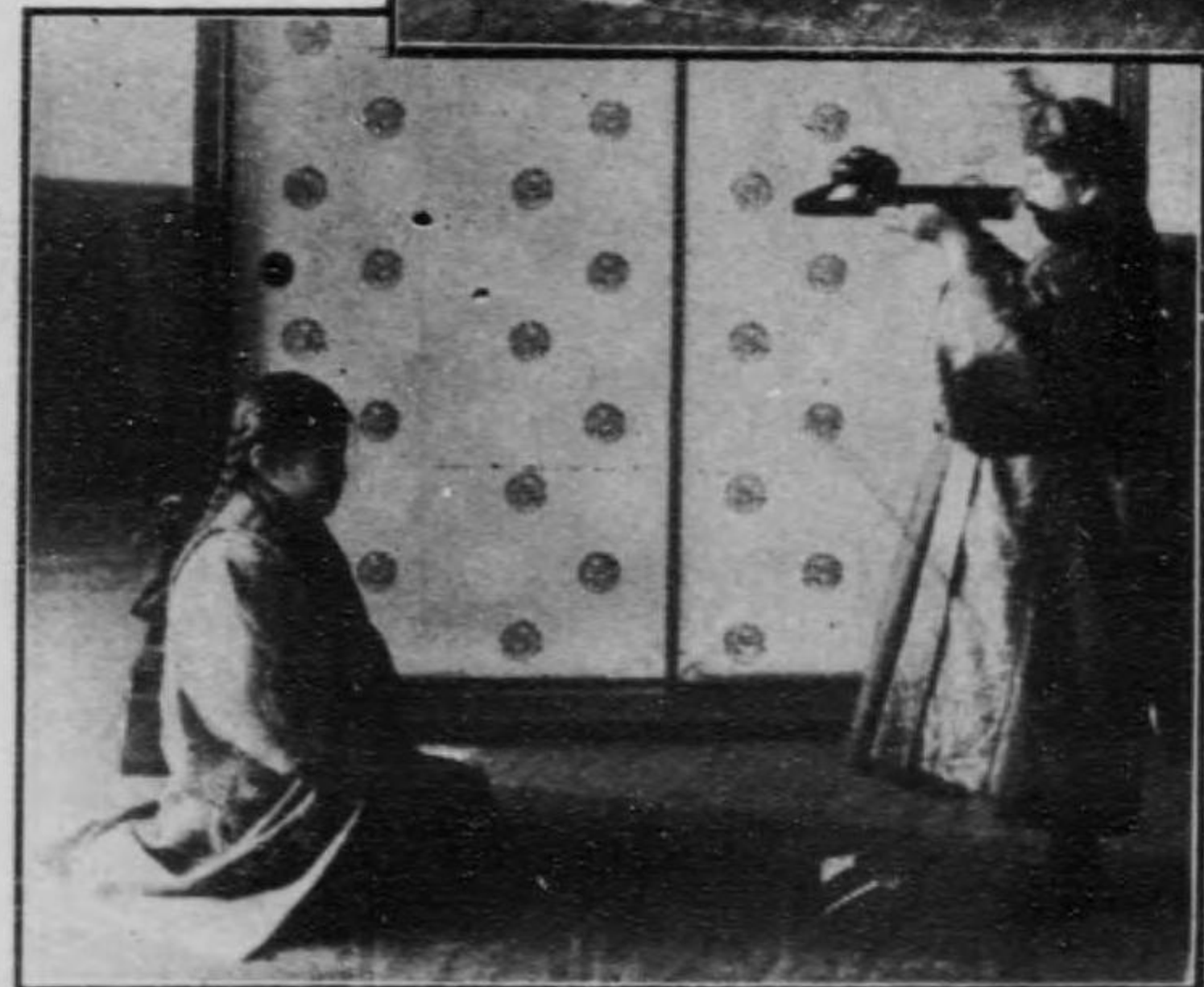
方め進の盆草煙



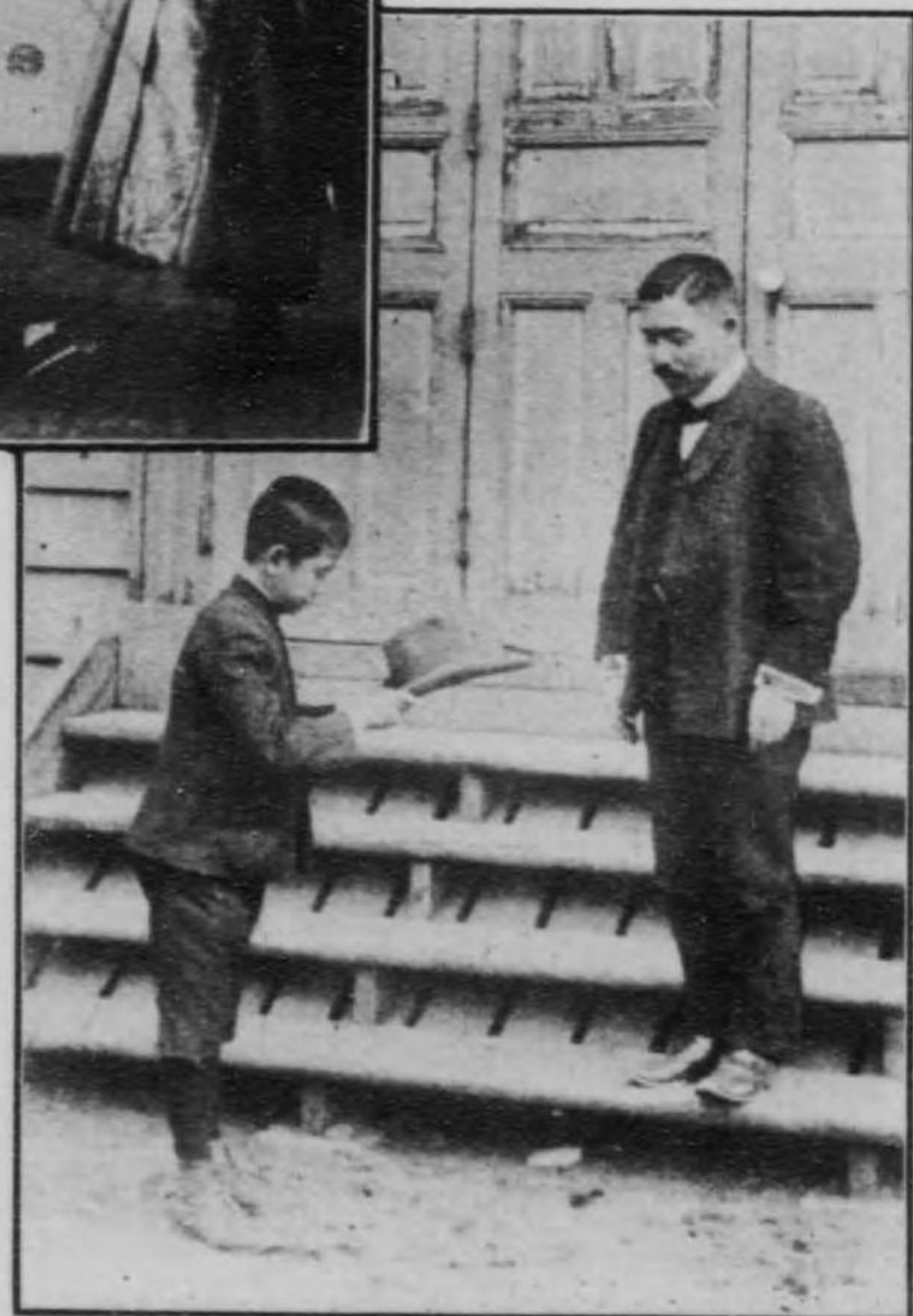
(所るち閉は左所く開は右) 閉開の袂



茶の進め方



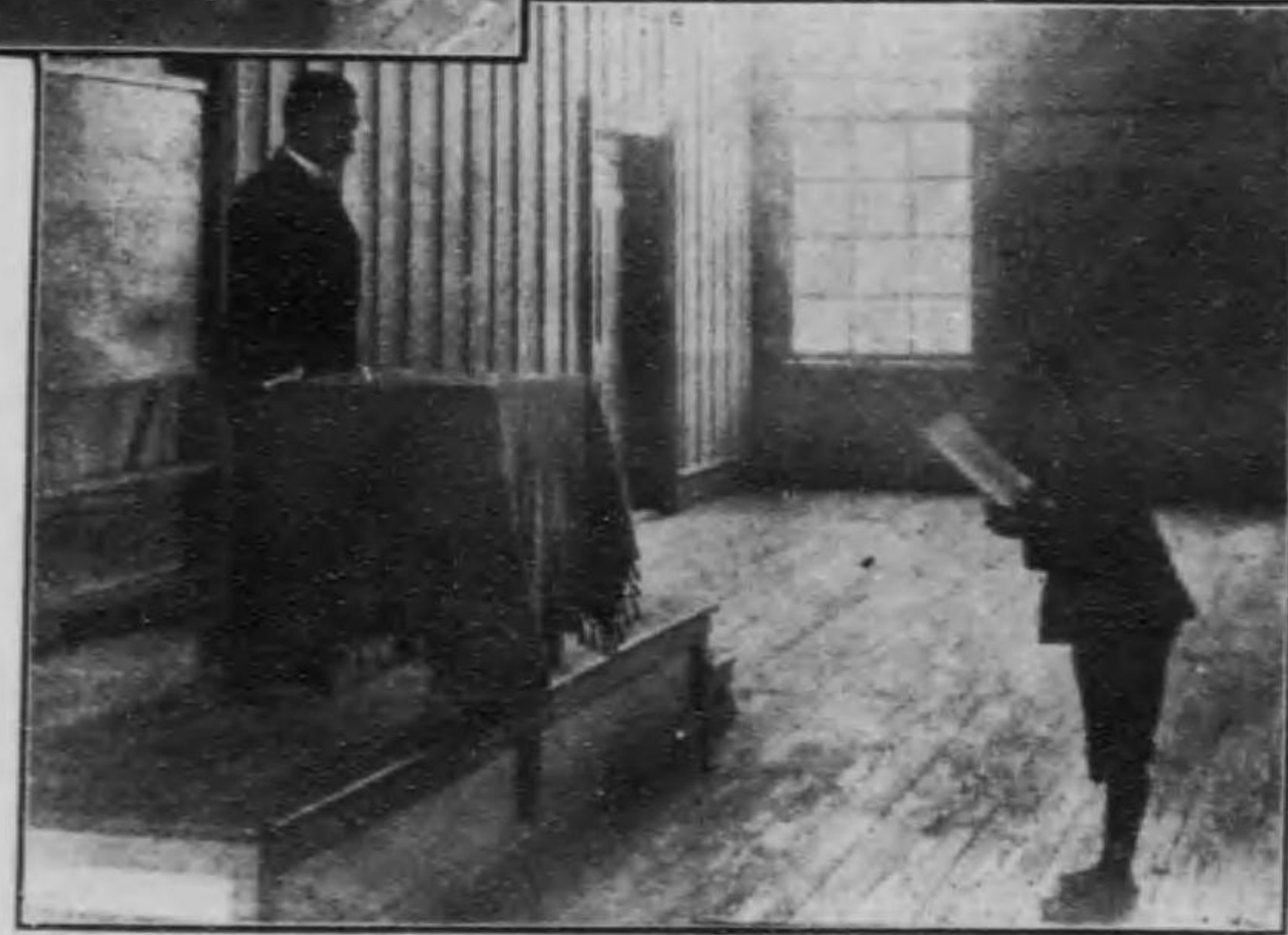
膳の進め方



方め進の帽



卒業證書の受け方 (一)



(二) 受け方の卒業證書

凡例

一 本書は、今回文部省より發表せられたる「小學校作法教授要項」に基づき、教材の解釋及教授法の大要を記して、之を現行小學修身書の教材に配當して、尋常小學校並に二ヶ年程度の高等小學校に於ける作法教授の參考書として編纂せるものである。

二 文部省調査の小學校作法教授要項は、其の名の示すが如く、固より要項である。されば、其の中には、往々にして其の要項の本旨を知るに苦しむものがある。これは立案者の精神を窺ふにあらずんば、到底其の眞意を解すべからざるは勿論である。故に本書は、敢て、該要項を解釋せんとなつとめたものではない。

三 されど、本書は、一般教授者の便を計り、其の仕組を該要項に則り、題目並に各項記

載の順序等、總て其の儘を借用したのである。

四

各項に對する編者の意見は、必ず其の幾部分を發表してゐたつもりである。即ち、各項の最初に記述せる要項は、必ずしも文部省調査の要項と一致せず、殊に、第二の備考欄に記せる事項は、編者の愚見を披陳して教授者の參考に資せんとするものである。

五

故に、本書を活用せらるゝ諸君は、先づ以て参照欄に轉載せる文部省調査の要項を一讀し、然る後、前に立戻つて該要項の下に記載せる編者の意見を熟讀せられんことを切望するのである。

六

尙、本書を實際教授に使用せらるゝに當つては、別に諸君が編成せられたる作法、教授細目に據り、教授すべき題目と要項とを索め、次に、本書の索引によりて、それと同題目同要項の頁を繕きて、教案作成の資料に供せられんことを望むのである。

大正二年七月

編者識

序

去る明治四十三年の末、文部省より小學校作法教授要項の發表あるや、翌年四月、予は、該要項を参照して、「小學校作法教授書」なる一書を公にせり。該書は、幸ひに世の歡迎を蒙り、發刊以來既に數版を重ねるの盛況に達せり。然るに、其の後、文部省は、更に幾回の審議を重ね、今回再び其の確定案を發表せられたり。是に於てか、予も亦該案に準據して、前著を修正するの必要を感じり。是れ改めて本書を公にせる所以なり。思ふに、文部省調査の作法教授要項は、其の名の如く、單に要項を示すに過ぎず。従つて、其の詳細なる形式又は教授上の注意の如きは、一に實際教授者の運用に任せらるゝなり。然るに、其の要項を適當に解釋して、兒童に適切なる教授を施さんとするには、是非共、一方には作法に關する知

識を要し、一方には小學校に於ける兒童の發達程度を知悉するを要す。予敢て此の兩方面に於て、十分なる資格を有するものと自信するにあらず。されど、年來多大の興味を以て作法の研究に志したると、實際に之を兒童に教授したる多少の經驗とは聊か我が意を強うして此の任に當らんとするに足るものと信ず。唯々憂ふべきは、我が國作法の現状は、其の形式に於て、今尙古來一家流の難屈なる形式の踏襲主義と、時世の要求に應ずる改革主義との衝突時代たるを免れず。されば、予が本書に記せる形式の如きも、之を見る人によりては、其の形式甚だ無雜作なりと評するものもあるべく、又、これすら、繁瑣に過ぐると評するものもあるらん。然れども、予は、是を以て、我が國現在に於ける適當なる程度と自信するものなり。然れども、こは固より予の淺薄なる研究の

上に築きたる意見に過ぎず、幸ひに、世の篤志者諸君の熱心なる研究に依て、懇切なる批評を賜はらば、予の研究は、縱令幾多の批難聲裡に葬り去らるるも可なり。是れやがて我が國作法の確立上、一點の光明を與ふる所以なればなり。記して以て序となす。

大正二年七月

編者 謹識

目次

文部省調査作法教授要項配當表……………一六〇

第一 兼居常の心得……………一

第二 兼姿勢……………六六

第三 兼起坐……………七九

第四 兼敬禮……………八六

第五 兼歩行……………一四四

第六 兼戸障子の開閉……………一七二

第七 兼言語應對……………一八一

第八 兼訪問迎接……………二〇七

第九 兼祝賀、見舞、弔問、會葬、家例及祭忌……………二五一

第十 兼招待……………二八一

目次

一

第十一 告送別及送迎……………二九〇

第十二 進物……………二九五

第十三 授受進撤……………三〇九

第十四 食事……………三二一

第十五 集會……………三四〇

第十六 祝祭日ニ關スル心得……………三四七

第十七 船車ニ關スル心得……………三五三

第十八 物品ノ貸借……………三六三

附錄

第一 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方……………三六八

第二 文官拜謁敬禮式……………三七〇

小學校作法教授要項配當一覽表

第一 居常ノ心得

作法要項		修身書配當之個所	
卷	課題	目	
一	八 行儀よくせよ	一	一起床就寢ノ際ニハ父母長上ニ禮ヲ爲スヘシ
	十二 親を大切にせよ	二	
	十五 家庭の樂	三	
二	二 孝行	四	
	三 孝行	五	
	八 孝行	六	
	十二 孝行		
	七 忠孝		

小學校作法教授要項配當一覽表

一起床シタルトキハ先ツ口ヲ嗽キ清メ顔ヲ洗フヘシ

一就寝ノ後ハ濫ニ談笑セサルモノトス

高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一
五	七	十一	六	十一	十一	十一	十一	十一	十一
孝行	からだを大切にせよ	きまりよくせよ	規律	習慣	規律正しくあれ	規律	習慣	時刻をまもれ	きまりよくせよ

一頭髮・顔面・手足等ハ之ヲ清潔ニスヘシ

一衣服ハ正シク之ヲ着用スヘシ

一帽ハ正シク之ヲ冠ルヘシ

高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一	高一
七	廿二	十一	十七	十三	二十	十八	十六	十九	九
からだを大切にせよ	健康	身體	習慣	身體	交際の心得	禮儀	禮儀	禮儀	衣服

一履物ハ揃ヘテ之ヲ脱クヘシ	高二 高一 五	十六 禮儀
一物品ハ其ノ整頓ニ注意スヘシ	高 二 一	十九 禮儀
	五 三 二 一	九 衣服
	五 三 二 一	九 整頓
	五 三 二 一	十四 不作法なことをするな
	五 三 二 一	十一 行儀
	五 三 二 一	十七 習慣
	高 二 一	九 整頓
	高 二 一	十一 さまりよくせよ
	高 二 一	六 規律
	高 二 一	十七 習慣
	高 二 一	十五 規律

一父母長上外出・歸宅ノ際ハ禮ヲ爲スヘシ	高 一 五 四 三 二 一	八 行儀よくせよ
一外出スルトキハ豫メ行先・歸宅ノ時刻等ヲ父母又ハ長上ニ告ケ其ノ許ヲ受クヘシ	高 一 五 二 一	十二 孝行
一外出・歸宅ノ際ニハ父母長上ニ禮ヲ爲スヘシ	高 一 五 二 一	十三 親のいひつけをまもれ
	高 一 五 二 一	十一 さまりよくせよ
	高 一 五 二 一	十二 孝行
	高 一 五 二 一	十三 親のいひつけをまもれ
	高 一 五 二 一	十一 さまりよくせよ
	高 一 五 二 一	十二 孝行
	高 一 五 二 一	十三 親のいひつけをまもれ
	高 一 五 二 一	十一 さまりよくせよ
	高 一 五 二 一	十二 孝行
	高 一 五 二 一	十三 親のいひつけをまもれ

第二 姿勢

一、立テル姿勢

上體ヲ眞直ニシロク閉チ兩足ヲ揃ヘ手ハ自然ニ垂レ眼ハ前方ヲ正視スヘシ

二、腰掛ケタル姿勢

上體ハ立テル姿勢ト同様ニシ腰ヲ深ク掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヘ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ但シ前ニ机・卓子等ノアル場合ニハ兩手ヲ輕ク之ニ掛クルモ可ナリ

高一

隨時

八

高一 高二 一 二 三 四 五 六

七

隨時

廿二

健康

十一

身體

十七

習慣

高一 高二

同上

同上

同上

三、坐セル姿勢

上體ヲ眞直ニ保チ兩足ノ拇指ヲ少シク重ネ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ

第三 起 坐

一座ヲ起ツテハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テテ少シク右膝ヲ立テ靜ニ起チ上ルヘシ

高一 高二 一 二 三 四 五 六

八

行儀よくせよ

十一

行儀

十一

身體

十六

禮儀

同上

同上

一 二

行儀よくせよ

隨時

一坐スルニハ兩足ヲ揃ヘ左足ヲ少シク引キ先
 ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ
 揃ヘテ坐スヘシ

一立チタルトキノ廻リ方ハ向カントスル方ノ
 足ヲ引クト共ニ其ノ方ニ徐ニ廻ルヘシ

第四 敬禮

一、一般ノ心得

一凡テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ失フヘカラス

一凡テ敬禮ヲ受ケタルトキハ必ス之ニ答禮
 スヘシ

三	同上
四	禮儀
五	禮
高一	隨時
高二	同上

三	十一	行儀
四	十八	禮儀
五		隨時
高一		同上

二、立體

一普通體ハ先ツ立テル姿勢ヲ取リ次ニ上體
 ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖
 股ノ中邊ニ達スルヲ度トス但シ殊更ニ頸
 ヲ屈スヘカラス

一	八	行儀よくせよ
---	---	--------

一最敬禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取リ次ニ上體
 ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖
 ヲ膝頭ノ下邊ニ達スルヲ度(約四十五度)
 トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘ
 シ但シ殊更ニ頸ヲ屈シ又膝ヲ折ラサルヤ
 ウ注意スヘシ

一	十六	天皇陛下
二	十六	同上
三	一	皇后陛下
四	一	天皇陛下
五	二	皇后陛下
六	二乃至五	天皇陛下
高一		三大祝日前
高二		同上

三、坐禮

- 一 普通禮ハ先ツ坐セル姿勢ヲ取り次ニ兩手ヲ膝前ニ八字形ニ置キテ兩肘ヲ膝ノ兩側ニ近ケ同時ニ徐ニ上體ヲ屈シテ顔ヲ座面ニ近カラシムヘシ但シ頸ヲ屈シテ襟元ヲ見ハスト腰ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス

- 一 最敬禮ハ普通禮ニ準シテ兩手ノ食指ヲ互ニ接セシメ額ハ略指尖ニ達スルヲ度トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ

一	二	三	四	五	六	高一	高二
八	十一	十八	十六				
行儀よくせよ	隨時	行儀	禮儀	同上	隨時	同上	同上

四、行逢ノ禮

- 一 知人ニ行逢ヒタルトキハ少シク手前ニテ立禮ヲ爲スヘシ

- 一 尊長ニ行逢ヒタルトキハ凡數歩手前ニテ禮ヲ爲スヘシ

- 一 葬儀ニ逢ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサルヤウ注意スヘシ

六	高一	高二	二	三	四	二	五	高一
			廿一	九	十八		十四	十九
隨時	同上	同上	近所の人	師をうやまへ	禮儀		不作法なことをするな	禮儀

注意

敬禮ヲ爲ス場合ニハ左ノ諸項ニ注意スヘシ
 一 帽ヲ戴ケルトキハ右手ニテ之ヲ取り其ノ内
 面ヲ内ニ向ケテ右股ノ外側ニ輕ク觸ルル程
 ニ爲スヘシ

一 傘其ノ他ノ物ヲ右手ニ携ヘタルトキハ之ヲ
 左手ニ持チ換ヘ或ハ左腋ニ抱フヘシ

一 兩手ニ物ヲ携ヘタルトキハ其ノ儘ニテ敬禮
 スルモ妨ナシ

五、人ノ前ヲ過クルトキノ禮

各學年共前出行達の禮(一)と同時に授く	各學年共前出行達の禮(二)と同時に授く	各學年共前出行達の禮の各項と共に授く	八 行儀よくせよ 十四 不作法なことをするな 隨時	一 二 高一		
---------------------	---------------------	--------------------	---------------------------------------	--------------	--	--

一人ノ前ヲ通ル場合ハ會釋スヘシ

一 尊長ノ前ヲ通ルトキハ少シク體ヲ屈メ凡
 二 三歩手前ニテ斜ニ先方ニ向ヒ場合ニ應
 シテ輕ク立禮又ハ坐禮ヲ爲スヘシ

一人ノ相對シタルトキ其ノ間ヲ通り過クヘ
 カラス

六、我が前ヲ過クル人ニ對スル禮

一 我カ前ヲ過クル人會釋シタルトキハ答禮

各學年共前出「人ノ前ヲ過クルトキノ禮」と同時	各學年共前出「人ノ前ヲ過クルトキノ禮」と同時	九 師をうやまへ 十八 禮儀 二十 主人と召使 廿一 師を敬へ 高一 敬老	三 四 五 六 高一	二 十四	二	
------------------------	------------------------	--	------------------------	---------	---	--

スヘシ

一 尊長我カ前ヲ過クルトキハ立チ又ハ坐セ
ル儘敬禮スヘシ椅子ニ倚リタルトキハ之
ヲ離レテ立禮ヲ爲スヘシ

七、教室ニ於テ尊長ニ對スル敬禮

敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師又
ハ指揮者ノ令ニテ一齊ニ起立シ教師又ハ指
揮者ト共ニ敬禮スヘシ

八、行幸啓ノ節敬禮方

一通例行幸啓ヲ拜スルニハ豫メ帽・引廻シ・
合羽等ヲ脱キ傘ヲ疊ミ御車御通過ノ際最

高一 六 四 三

廿一 十八 九

師をうやまへ
禮儀
師を敬へ
敬老

に投ぐ

各學年共隨時

五 四

二 一

天皇陛下
皇后陛下

敬禮ヲ行フヘシ但シ雨天ノ際ハ雨具ヲ使
用スルモ差支ナシ

高二 高一 六
二乃至
五

天皇陛下
天長節前後
同上

一行幸啓ハ堀越又ハ高キ所ヨリ拜スヘカラ
ス

前項に同じ

一行幸啓ヲ拜スル際ハ靜肅ニシテ喧噪亂雜
ノ舉動ナク鹵簿通御ノ後靜ニ退散スヘシ

前項に同じ

一 雜沓ノ際ハ老人・婦人・幼者ニハ成ルヘク
前列ノ位置ヲ讓ルヘシ

高二 六
二乃至
五

天皇陛下
前出の諸項と同時

一 皇族御成ノ節ニ於ケル敬禮方ニ關シテハ
前各項ニ準スヘシ

四

二

能久親王

九、其ノ他ノ敬禮

一 神社・御陵ノ前ヲ過クルトキハ帽ヲ脱キ敬禮スヘシ

一 軍旗ニ對シテハ敬禮スヘシ但シ其ノ上覆アルトキハ敬禮ヲ爲スニ及ハス

第五歩行

一、屋外

高二	六	四	二	高二	六	四	二
廿三	二乃至	一	二十	廿二	一	四	十九
忠君愛國	天皇陛下	天皇陛下	忠義	大日本帝國	皇大神宮	靖國神社	能久親王

一 歩行ノ際ニハ姿勢ヲ正シクシテ歩ムヘシ	高一	七	からだを大切にせよ 隨時
一 道路ハ通常左側ヲ通行スヘシ但シ軍隊ニ逢ヒタルトキハ右側ニ避クヘシ	高二 四 三 二	廿四 十 廿三	規則にしたがへ 規則に従へ 法令を重んせよ 隨時
一 歩道車道アル所ニ於テハ其ノ區別ニ従フヘシ			前項に同じ
一 行列ニ逢ヒタルトキハ濫ニ之ヲ横キルヘカラス	二	十四	不作法なことをするな

一 同伴者ト横列ヲ作リテ他人ノ通行ヲ妨ク ヘカラス	高一 三 一 六 四 三 十四 廿六 同上 公益 隨時
一 尊長ト同行スルトキハ一步後レテ隨行ス ヘシ但シ尊長ヲ案内スル場合ハ少シク先 キニ行クヘシ	高一 五 三 八 二十 九 敬老 主人と召使
一 歩行ノ際ハ食物チ口ニスヘカラス	二 十 三 十一 たべものにかきつけよ 行儀
一 道路ニ佇立シ又ハ遊戯等ヲ爲シテ他人ノ	一 廿四 人に迷惑をかけるな

通行ヲ妨クヘカラス	高一 三 一 六 四 三 十四 廿六 同上 公益 隨時
一 道路ニ於テハ濫ニ痰唾ヲ吐クヘカラス	高一 六 四 廿二 廿四 衛生 公益 隨時
一 通行人ヲ指笑シ又ハ之ニ附キ纏フ等ノユ トヲ爲スヘカラス	高一 五 四 廿五 廿五 博愛 人の名譽を重んぜよ 博愛 隨時
二 屋内	

一、屋内ハ勿論廊下・階段等ニ於テモ靜ニ歩ムヘシ

一、室内ノ物品ハ之ヲ踏ミ又ハ跨キ越スヘカラス

高一	高二	高一	高二	高一	高二	高一	高二	高一	高二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
廿四	廿六	廿四	廿四	廿四	廿四	廿四	廿四	廿四	廿四
人に迷惑をかけるな	公益	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第六 戸障子ノ開閉

一、一般ノ心得

扉・戸・障子・襖等ハ靜ニ開閉スヘシ又明放スヘカラス

二、扉ノ開閉

右開ナル場合ハ把手ヲ右手ニ採リテ之ヲ開キ室内ニ入り内側ノ把手ヲ左手ニ持テ換ヘテ正シク之ヲ閉ツヘシ
左開キナル場合ハ前ノ反對ニ開閉スヘシ

三、引戸・障子・襖ノ開閉

高一	高二	高一	高二	高一	高二	高一	高二	高一	高二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十
物を粗末に扱ふな	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一右ニ開カントスルトキハ右手ヲ引手ニ掛ケテ少シク開キ左手ヲ下部ニ掛ケテ押開クヘシ之ヲ右ニ閉ツルニハ下部ヲ持チテ引寄セタル後左手ヲ引手ニ掛ケテ正シク之ヲ閉ツルヲ例トス
左ニ開キ又ハ閉ツル場合ハ前ノ反對ニ爲スヘシ

一祭祀・儀式等ノ場合ニ於テ座敷ノ戸障子襖等ヲ開閉セントスルトキニハ跪キテ之ヲ行フヘシ

高二 五
十六
二十
禮儀
隨時
交際の心得

高二 五
十六
二十
禮儀
交際の心得

第七 言語應對

一皇室ニ關スル談話ニハ必敬語ヲ用フヘシ

一言語ハ明瞭ナルヘシ

一下品ナル言語及方言・訛音ハ之ヲ避クヘシ

一他人ノ氏名ヲ稱スルニハ相當ノ敬語ヲ用フ

高二 五 四 三
十六
七
二
八
皇室を尊べ
同上
皇后陛下
言語

高二 二 一
六
八
元氣よくあれ
隨時
言語

高二 五 二
十六
八
禮儀
隨時
言語

四 二
廿五 五
親類
人の名譽を重んぜよ

<p>ヘシ但シ人ニ對シテ自己ノ家族・親戚ノ氏名ヲ稱スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ例トス</p>	<p>高一 七</p>	<p>親類</p>
<p>一卓子・椅子ノ備アル處ニ對話スル場合ハ先方カ立チタル儘ナルトキハ己モ立チ腰掛ケタルトキハ腰掛クルヲ通例トス但シ先方カ尊長ナルトキ椅子ヲ進メラレタル場合ノ外ハ腰掛ケサルヲ禮トス</p>	<p>高二 四 六 十六</p>	<p>禮儀 隨時 交際の心得</p>
<p>一座敷ニ於テ對話スル場合ニ先方カ坐セルトキハ己モ必坐シテ應對スヘシ</p>	<p>高二 三 六 十一 四 十八</p>	<p>行儀 禮儀 隨時 前項と同時</p>
<p>一先方カ用事又ハ對話中ナルトキハ其ノ終ル</p>	<p>高二 五 六 十六</p>	<p>禮儀</p>

<p>ヲ待ツヘク急用ナルトキハ會釋シタル後ニ話シ掛クヘシ</p>	<p>高二 六 八</p>	<p>隨時 言語</p>
<p>一先方ノ談話ハ之ヲ傾聽スヘク己ノミ談話スルハ宜シカラス</p>	<p>高二 三 四 十一 四 十八 二 二十</p>	<p>行儀 禮儀 交際の心得</p>
<p>一他人ノ談話ニ差出口ヲ爲スヘカラス</p>	<p>高二 一 四 五 二 十八 二十</p>	<p>喧嘩をするな 禮儀 交際の心得</p>
<p>一途上ニ於テ人ニ事物ヲ尋ネントスル場合ニハ帽ヲ脱キ挨拶シ問答ノ後ニハ謝辭ヲ述フヘシ</p>	<p>高一 五 廿五</p>	<p>博愛 隨時</p>

一 途上ニ於テ人ヨリ事物ヲ問ハレタルトキハ己ノ知レル所ハ親切ニ之ヲ告ケ又知ラサルトキハ其ノ旨ヲ丁寧ニ答フヘシ	二 五 廿五	としよりに親切にせよ 博愛
一 途上ノ立話ハ成ルヘク之ヲ避クヘシ	高一 廿二	同情
一人ヲ電話口ニ呼出サントスルトキハ己先ツ電話口ニ出ツルヲ例トス又己ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラス	高二 六 八	十四 公益 八 言語
一人ヲ電話口ニ呼出サントスルトキハ己先ツ電話口ニ出ツルヲ例トス又己ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラス	高二 六 八	隨時 言語
一 一般ノ心得	六	隨時
一 訪問ハ急用ノ外成ルヘク早朝・夜分・食事	六	隨時
第八 訪問迎接		

ノ時其ノ他先方ノ迷惑トナル時ヲ避クヘシ	高二	二十	交際の心得
一 先方ノ他出セントスルトキ又ハ取込ノ際ハ急用ノ外ハ面會ヲ求メサルヲ可トス			前項に同じ
一人ヲ訪問シタルトキハ帽・襟卷・外套等ヲ携ヘテ客室ニ入ラサルヲ例トス			前項に同じ
一人ヲ訪問シタルトキハ長座セサルヲ可トス			前項に同じ
一 用事アリテ訪問ヲ爲シタルトキハ直ニ用事ヲ述フヘシ			前項に同じ

一用事アリテ面會ヲ求メントスルトキハ成ルヘク豫メ先方ノ都合ヲ聞キ合ハスヘシ	一訪問ヲ受ケタルトキハ成ルヘク速ニ面會スヘシ	一訪問迎接ニハ約束ノ時ヲ違フヘカラス	一應對中咳・嚏ノ出ルトキハ下座ノ方ニ向キ靜ニ之ヲ爲スヘシ	一、案内及取次
前項に同じ	前項に同じ	前項に同じ	一 八 行儀よくせよ 三 十一 行儀 四 十八 禮儀 五 二十 隨時 高二 交際的心得	

一訪問ノトキハ表口ニテ案内ヲ乞ヒ取次ノ者ニ挨拶シテ氏名ヲ告ケ又ハ名刺ヲ出シ簡明ニ來意ヲ述フヘシ	一案内ヲ乞フ人アラハ取次ノ者ハ直ニ出テテ禮ヲ爲シタル後氏名ヲ尋ネ又ハ名刺ヲ受ケテ來意ヲ聞キ間違ナキヤウ取次クヘシ	一尊長來訪ノトキハ主人自ラ迎ヘテ案内スヘシ	一客ノ帽・襟卷・外套・履物等ハ整ヘ置クヘシ
高二 六	高二 五 四 十八	高二 六	高二 五
同上 隨時	同上 隨時 禮儀	同上 隨時	同上 隨時

三、挨拶

一 客室ニ案内セラレタルトキハ主人ニ挨拶セシ後ニ著席スヘシ椅子・座布團ニ著キタル後主人出テ來リタルトキハ之ヲ離レテ挨拶スヘシ

一 客室ニ案内セラレタルトキ先客アラハ之ニ對シテ敬禮スヘシ

一 挨拶ハ先ツ主人ニ之ヲ爲シ次ニ同席者ニ及フヘシ同席者多人數ナルトキハ一同ニ向ヒ敬禮スヘシ

高二 六

隨時
同上

高二 六 五

隨時
同上
同上

高二 六

隨時
同上

四、著席

一 座席ハ普通尊長ニ對シテハ床ノ前ニ之ヲ設ケ其ノ他ニ對シテハ床ヲ側ニシ入口ヨリ遠キ方ニ之ヲ設クヘシ

一 著席ハ主人ノ指圖ニ從フヘク固辭スルハ宜シカラス

一 同席者尊長ナルトキハ己ハ下座ニ著クヘシ

一 座布團ヲ進メラレタルトキハ會釋シテ正シク其ノ上ニ坐スヘシ

一 著席ノ際ハ戸・障子・襖等開閉ノ妨トナラサルヤウ注意スヘシ

前項に同じ

前項に同じ

前項に同じ

前項の諸項に連結して敬授す
同上

前項に同じ

五、接待

一客ニハ煙草盆・茶等ヲ進ムルヲ例トス	六 五 四	十八	禮儀 隨時 同上
一應對中ハ濫ニ席ヲ離ルヘカラス止ムヲ得サルトキハ先ツ挨拶シテ席ヲ離ルヘシ	高二 六		同上 隨時
一應對中倦厭ノ態度ヲ示スカ如キコトアルヘカラス			前項に同じ
一椅子ニ倚リテ應對スルトキハ尊長ノ前ニ於テハ脚ヲ組マサルモノス			前項に同じ
一客アルトハ家人ハ濫ニ其ノ室ニ入ルヘカ	二 一	八	行儀よくせよ 隨時

ラス又高聲ニ談笑・叱咤ヲトスヘカラス

一客ノ辭シ去ラントスルトキ濫ニ引止メントスルハ宜シカラス	高二 六		同上 隨時
六、退出 一退出スルニハ話ノ都合ヲ見計フヘシ若シ食事ノ支度ナトアリテ引止メラレタルトキハ之ヲ固辭スルハ禮ニアラス	高二 六		同上 隨時
一他ノ客來リタルトキハ己ノ談話ハ成ルヘク速ニ之ヲ了ヘテ辭シ去ルヘシ			前項に同じ

一 退出ノトキハ挨拶ヲ爲シテ後靜ニ立チ出テ主人ノ見送ハ辭退スルヲ宜シトス

七、送客

一 主人ハ客ヲ表口マテ送り出テ客ノ支度整ヘルトキ挨拶ヲ述ヘ少時其ノ姿ヲ見送りテ後戸障子ヲ閉ツヘシ客ノ歸リタル後間モナク大聲ニ談笑スヘカラス

一 客ノ外套等ヲ纏ハントスルトキハ之ヲ手傳ヒ夜分又ハ雨雪ノ時ハ提灯・雨具ヲ用

意シ老幼・女子ニ對シテハ人ヲ付添ヘ其ノ家ニ送ラシムルコトアルヘシ

第九 祝賀、見舞、弔問、會葬、家例及祭祀

一、一般ノ心得

一 祝賀・見舞・弔問ニハ自ラ往クヲ禮トス

一 慶弔儀式等ノ場合ハ相當ノ衣服ヲ着用スヘキモノトス

二 祝賀

一 親シキ人ノ家ニ慶事アルトキハ祝意ヲ表スル爲ニ訪問ヲ爲シ又ハ祝詞ヲ送ルヲ禮

前項に同じ

行儀をよくせよ

隨時

禮儀

隨時

同上

同上

同上

同上

隨時

同上

一 八
二 四
三 五
四 六
五 高
六 高

一 六
二 高

一 五
二 高

一 十六
二 禮儀

隨時

一 十六
二 禮儀

隨時

一 十六
二 高

實際の心得

前項に同じ

トス

一 祝賀ノ訪問ヲ受ケ又ハ祝詞ヲ送ラレタル
トキハ速ニ答禮ノ訪問ヲ爲シ又ハ禮狀ヲ
送ルヘシ

三、見舞

一 病氣ノ見舞ニハ病狀ニ依リテハ病床ニ臨
マサルヲ可トス

一 病人ニ面會スル場合ニハ特ニ談話・舉動等
ヲ慎ムヘシ

一 災害ノ見舞ニハ必要ニ應シ助力ヲ爲スヲ

前項に同じ

博愛

朋友

同情

前項に同じ

朋友

禮トス

一 病氣又ハ災害ノ見舞ヲ受ケタルトキハ答
禮ヲ怠ルヘカラス

四、弔問及會葬

一 親戚・知人ニ不幸アラハ速ニ弔問スヘシ

一 會葬ノ際ハ靜肅ニシテ哀悼ノ意ヲ表シ式
場ニ到ラハ氏名ヲ通シ葬儀終リタル後退
散スヘシ

一 會葬者玉串ヲ捧ケ又ハ燒香ヲ爲サントス
ル場合ニハ順次柩前ニ至リテ敬禮シ少シ

高一

廿二

同情

前項に同じ

高一 六

七

前來の諸項に同じ
親類

高一 六

十九

前項に同じ
禮儀

前項に同じ

場處等ヲ明カニシ凡七日以前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スヘシ

高一

十九

禮儀

一忌中ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲ササルモノトス

前項に同じ

一招待ヲ受ケタルトキハ謝意ヲ表シ速ニ參否ヲ答フヘシ

前項に同じ

一出席ノ旨ヲ答ヘタルトキハ其ノ約束ヲ違フヘカラス止ムヲ得サル故障ノ爲メ不參スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通シ深ク之ヲ謝スヘシ

前項に同じ

一出席ノ場合ハ時刻ヲ違フヘカラス

前項に同じ

一人ヲ招待シタル場合ハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スル者モ亦相當ノ服裝ヲ爲スヘシ

前項に同じ

一招待ニ應シ出席スルトキハ相當ノ服裝ヲ爲スベシ

前項に同じ

一招待ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ自ラ往キテ之ヲ述ヘ若ハ禮狀ヲ送ルヘシ

前項に同じ

一饗饌終リタルトキハ相當ノ時間ヲ見計ヒ退出スヘシ己正客ナラサルトキハ正客ノ退出ヲ待ツヲ例トス

前項に同じ

第十一 告送別及送迎

一長期ノ旅行又ハ轉住等ノ場合ハ親戚・知人

六

廿二

博愛

近隣等ニ對シ相當ノ挨拶ヲ爲スヘク之ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲ爲スヘシ

高一

七
親類

一 尊長又ハ近親ノ者長期ノ旅行ヲ爲シ又ハ轉住等ノ際ハ停車場又ハ波止場等ニ之ヲ見送り其ノ來著ノ際ハ之ヲ出迎フルヲ禮トス

前項に同じ

一 旅行等ノ際送迎セラレタルトキハ速ニ答禮スヘシ

前項に同じ

第十二 進物

一人ニ物ヲ贈ラントスルトキハ誠意ヲ表スルコトヲ旨トスヘク身分不相應ノ贈物ヲ爲シ

高二 五
二十 廿四
交際の心得

廉潔

若ハ濫ニ之ヲ爲スハ禮ニアラス

一 贈物ハ場合ニ應シ慣習ニ從ヒテ其ノ種類數量等ヲ撰定スヘシ

前項に同じ

一 進物ヲ包ムニハ白紙ヲ用フヘシ其ノ包ミ方ハ紙ノ相當ノ所ニ品物ヲ置キ先ツ左方ヲ折り次ニ右方ヲ折ルヘシ金子等ノ場合ニハ更ニ上下ヲ折りテ長方形ト爲スヘシ

前項に同じ

一 進物ニハ通例水引ヲ掛ケ熨斗ヲ添フルヲ例トス但シ魚鳥類ヲ贈ル場合及ヒ凶事ノ場合ニハ熨斗ヲ添ヘサルモノトス

前項に同じ

一 水引ハ吉事或ハ普通ノ場合ニハ紅白若クハ

前項に同じ

紅金ノモノ凶事ノ場合ハ黑白若ハ白ノモノ
ヲ用フヘシ但シ黑白ノ水引ニ代フルニ元結ヲ用フル
ハ略式ナリ

一水引ヲ掛クルニハ常ニ白又ハ金ヲ左ニシ兩
輪ニ結フヘシ但シ婚姻縁組又ハ凶事ニハ結
切ニスヘシ

一表書ハ場合ニ應シ凡左ノ例ニ依ルカ又ハ品
目ヲ書スヘシ但シ凶事ノ場合ヲ除ク外「粗品」
トノミ表書スルコトアリ

一謝禮ノ場合 御禮 謝儀等

一吉事ノ場合 御禮 御祝儀 壽等

一凶事ノ場合 御靈前・玉串料(神式)御香奠
(佛式)等

前項に同じ

前項に同じ

- 一年始ノ場合 御年玉等
- 一歳暮ノ場合 御歳暮等
- 一餞別ノ場合 御贐 御餞別等
- 一歸宅・安着ノ場合 御土産等

一氏名ヲ記セントスルトキハ下部ノ左方又ハ
中央ニ書スヘシ

一金子ヲ贈ル場合ハ包書ノ内部ニ其ノ額ヲ記
入スルヲ可トス

一贈物ノ袱紗・風呂敷若ハ容器等ヲ返ストキハ
婚禮及ヒ凶事ノ場合ノ外移紙ヲ入ルルヲ例
トス袱紗ハ之ヲ疊ミ先方ノ器具ニ載セテ返
スヘシ「注意」普通ノ訪問ニハ手土産ヲ携フルヲ要セサルモノト心
得シムヘシ

前項に同じ

前項に同じ

前項に同じ

第十三 授受進撤

<p>一物品ヲ授ケ又ハ進ムルニハ丁寧ニ取扱ヒ先 方ニ受ケ易カラシムルヤウ出スヘシ <small>一物品ヲ授ケラレ又ハ進メラレタルトキハ會釋スヘシ</small></p>	<p>高一 二</p>	<p>十四</p>	<p>不作法なことをするな 隨時</p>
<p>一 双物・團扇等ヲ進ムルニハ柄ヲ先方ニ向ケテ 出スヘシ</p>	<p>高三 六 二</p>	<p>十一</p>	<p>行儀 隨時 同上 同上</p>
<p>一 火鉢・煙草盆ヲ進ムルニハ兩手ニテ持出テ程 ヨキ所ニ置クヘシ</p>	<p>高二 六 四</p>	<p>十八</p>	<p>禮儀 隨時 交際の心得</p>
<p>一 茶ハ茶碗ヲ茶臺・茶托又ハ盆ニ載セ兩手ニテ 持出テ程ヨキ所ニ到リテ進ムヘシ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>

<p>一 菓子・果物ヲ進ムルニハ器ニ盛リテ盆ニ載セ 箸又ハ揚枝ヲ添ヘテ出スヘシ但シ果物ハ皮 ノママ盆ニ載セ小刀ヲ添ヘテ出スコトアル ヘシ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>
<p>一 辭令書・卒業證書等ヲ受クルニハ之ヲ授クル 人ノ前凡三步ノ處ニテ立止マリテ敬禮シ再 ヒ進ミテ兩手ニテ取り其ノ儘三步退キ一見 ノ後敬禮シテ退クモノトス</p>	<p>各學年共學年末に於ける 修身教授時間に於て隨時 賞習</p>	<p>賞習</p>	<p>賞習</p>
<p>一 帽ヲ進ムルニハ其ノ前ヲ先方ニ向ケ内面ヲ 表ハスコトナク兩手ニテ縁ヲ持チテ出スヘ シ</p>	<p>高二 六 四</p>	<p>十八</p>	<p>禮儀 隨時 交際の心得</p>
<p>一 傘・杖等ヲ進ムルニハ兩手ニテ持チ柄ヲ先方 ニ向ケテ出スヘシ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>	<p>前項に同じ</p>

ノ右手ノ方ニ出スヘシ

第十四 食事

一、一般ノ心得	一、二	一	家庭の樂
一 食事ノ始終ニハ挨拶ヲ爲スヘク食事中ハ 特ニ容儀ヲ亂スヘカラス	二	十五	たべものにきをつけよ
一 食物ヲ身邊及器中ニ取り散ラササルヤウ 注意スヘシ	四	十一	身體
一 食物ノ好嫌ヲ云フヘカラス	一	十五	家庭の樂
	二	十	たべものにきをつけよ
	三	十四	物事にあわてな
	高一	隨時	隨時
	一	七	からだを大切にせよ
	二	十	たべものにきをつけよ

一 食事ノトキ口ヲ鳴ラスヘカラス		高一	四	十一	身體
一 食器ヲ手荒ク取扱フヘカラス					隨時
一 食事中ハ四邊ヲ見廻スヘカラス					前項に同じ
一 食事中ノ談話ニハ話題ニ注意スヘク又食 物ヲ口ニシナカラ談話スヘカラス					前項に同じ
一 食物ハ急キ喰フヘカラス					前項に同じ
二、饗應ノトキノ心得					

一 饗應ノトキハ主客共ニ服装ヲ取り亂ササルヤウ注意スヘシ

一 配膳・給仕ハ上座ノ客ヲ先ニスヘシ膳ヲ撤スルトキモ亦同シ

一 給仕ノ際ハ容ヲ整ヘ進退ヲ端正ニシ特ニ手指ヲ清潔ニスヘシ

一 膳ヲ進ムルニハ先方ニ向ケテ其ノ中程ヲ持チ高ク捧ケ氣息ノカカラヌヤウニシテ持出スヘシ

一 膳ヲ進メラレタルトキハ會釋スヘシ

高二 六

隨時
同上

一 配膳了リタルトキハ主人ハ客ニ對シ挨拶ヲ爲スヘシ			前項に同じ
一 客ハ主人ノ挨拶アリタル後ニ箸ヲ取ルヘシ同席者アリタルトキハ尊長ノ箸ヲ取タル後ニ取ルヘシ			前項に同じ
一 腕ノ持方ハ兩手ニテ取り左手ニ載セ拇指ヲ腕側ニ當テテ支フルモノトス	高一 二	十五 十	家庭の樂 たべものなきをつけよ 隨時
一 腕ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ腕ニ添ヘ他ノ片手ニテ取り膳ノ左方ノモノハ左側ニ右方ノモノハ右側ニ置クヘシ	高二 五	十六	禮儀 隨時
一 飯・汁其ノ他ノモノヲ盛り換フルニハ盆ヲ			前項に同じ

一 配膳了リタルトキハ主人ハ客ニ對シ挨拶ヲ爲スヘシ			前項に同じ
一 客ハ主人ノ挨拶アリタル後ニ箸ヲ取ルヘシ同席者アリタルトキハ尊長ノ箸ヲ取タル後ニ取ルヘシ			前項に同じ
一 腕ノ持方ハ兩手ニテ取り左手ニ載セ拇指ヲ腕側ニ當テテ支フルモノトス	高一 二	十五 十	家庭の樂 たべものなきをつけよ 隨時
一 腕ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ腕ニ添ヘ他ノ片手ニテ取り膳ノ左方ノモノハ左側ニ右方ノモノハ右側ニ置クヘシ	高二 五	十六	禮儀 隨時
一 飯・汁其ノ他ノモノヲ盛り換フルニハ盆ヲ			前項に同じ

以テ其ノ器ヲ受ケ又ハ進ムヘシ客ハ兩手ヲ以テ器ヲ授受スヘシ

三、茶菓

一 茶ヲ喫スルニハ茶碗ヲ右手ニテ取り左掌ニ載セ右手ヲ添ヘテ飲ムヘシ

一 菓子類ハ箸又ハ揚枝ニテ取りテ食スヘシ又各自ニ對シ器物ニ盛リテ出シタルトキハ物ニ依リテハ器ヲ取り上ケテ食スヘシ

前項に同じ

第十五 集會

一 豫メ通知ヲ受ケタルトキハ先方ニ於テ準備ヲ要スル場合ナルトキハ必參否ヲ答ヘ出席

高 一
十九
禮儀
隨時

ノ場合ニハ時刻ヲ違フヘカラス

高 一
十九
禮儀

一 出席ノ通知ヲ爲シタル後止ムヲ得サル故障ノ爲ニ出席シ難キトキハ速ニ其旨ヲ通知シ違約ヲ謝スヘシ

前項に同じ

一 出席シタルトキハ係員ノ指揮ニ從ヒ豫メ會場ノ設備及集會ノ次第ヲ心得置クヘシ

高 一 六
二十
隨時
同上
交際の心得

一 出入・著席ノ際ニハ先ヲ争フコトナク進退・

前項に同じ

坐作ヲ靜ニシ尊長・老幼ヲ先ニスヘシ著席・退散ノ際ハ隣席ノ人ニ會釋スヘシ

一 屋内ニ於テハ帽ヲ戴キ外套襟卷ヲ纏フヘカラス

高 一
隨時
同上

一 集會ノ席上ニテハ耳語シ又ハ多數ノ人ノ解セサル辭ヲ用フル等總テ他人ノ惡感ヲ惹クカ如キ舉動アルヘカラス

一 講話・演說中ハ特ニ靜肅ニシ己ムヲ得サル場合ノ外退出スヘカラス

高二 六
二十
隨時
交際の心得

第十六 祝祭日ニ關スル心得

一 祝日・大祭日ニハ特ニ家ノ内外ヲ清潔ニシ必ス國旗ヲ掲クヘシ

一 祝日・祭日等ニハ家例ニ從ヒ神棚ニ對シテ拜禮ヲ爲シ又氏神・産土神等ニ參拜スヘシ

高二 四
廿二
祝日・大祭日
三大祝日前後
前項に同じ

「注意」

祝意ヲ表スル爲外國ノ國旗ヲ我カ國旗ト交又スルトキハ向ツテ右(即チ旗竿ノ本ハ左方)ヲ我カ國旗トス

高一 四
廿一
國旗
隨時

弔意ヲ表スル爲國旗ヲ掲クル場合ニハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ

前項に同じ

國旗ハ濫ニ裝飾ニ用フヘカラス

前項に同じ

第十七 船車ニ關スル心得

一 船車ニ昇降スル際又ハ乗車券等ヲ求ムル際ニハ先ヲ爭フヘカラス

高一 一
廿四
人に迷惑をかけるな
禮儀
高一 五
十六
禮儀
高二 十九
隨時

一老幼ニハ成ルヘク席ヲ譲ルヘシ			前項に同じ
一船車内ヲ不潔ニセサルヤウ注意スヘシ			前項に同じ
一携帯品ノ整頓始末ニ注意スヘシ			前項に同じ
一同乗者ニ對シ不快ノ感ヲ懷カシメ或ハ己一人ノ便宜ヲノミ圖ルカ如キコトアルヘカラス			前項に同じ
一車窓ヨリ物品ヲ投棄シ又ハ痰唾ヲ吐クヘカラス	高一 四	廿四 廿四	人に迷惑をかけるな 公益 禮儀
一船車内ニ於テハ放歌シ又濫ニ高聲ニ談笑スヘカラス			前項に同じ

一空席アリトモ濫ニ横臥シ其ノ他容儀ヲ亂スカ如キコトアルヘカラス			前項に同じ
一他人ノ船室ヲ窺フカ如キコトアルヘカラス			前項に同じ
一執務中ノ船員ニ對シ濫ニ話シ掛クヘカラス			前項に同じ
一其ノ他乗客ニ對スル船車ノ規則ヲ守リ係員ノ指示ニ從フヘシ			前項に同じ
第十八 物品ノ貸借			
一物品ハ己ムヲ得サル場合ノ外成ルヘク借用セサルヲ可トス	高一 三	二十 廿三	自分の物と人の物 同上 公正

一 貸借ノ物品ハ轉貸ヲ爲スヘカラス			前項に同じ
一 貸借ノ場合ハ必其ノ品ヲ檢メテ授受スヘシ			前項に同じ
一 借用ノ物品ハ特ニ丁寧ニ之ヲ取扱ヒ用済ノ後ハ速ニ返戻シ厚ク謝意ヲ表スヘシ			前項に同じ

小學校作法教授要項配當表終

文部省要項準據
修身教科書配當
作法新教授書

相島龜三郎編

第一 居常の心得

一 起床就寢の時の挨拶

毎朝起床の後及び毎夜就寢前父母長上に對して、凡そ次の如き挨拶をなすのが禮である。

イ 起床の時

「おとうさん(或は、おかあさん等)お早うございます。又は、單に、おとうさん(或は、おかあさん等)お早う。或は、單に、お早う。」

「おとうさん、或は、おかあさん等」お休みなさい。又は、單に、「おとうさん、或は、おかあさん等」お休み。或は、單に、「お先きに。」

〔備考〕

通常の家庭では、父子兄弟の間に於て、朝夕の挨拶を交換することは、或は行はれ悪いかも知れぬ。實際、現在の状態では、之を實行して居る家庭は、誠に少數であらうと思ふ。是れは、つまり、骨肉の親しみ深い所から、自然、形式上の禮儀を疎かにするのであらうと思ふが、實は、社會一般が父子兄弟の間に於て、他人行儀らしいことをやるのは、却つて馬鹿らしいことであると思ふ。考へて居るのであらうと思ふ。果して然りとせば、予は、斯かる思想は、追々打破せねばならぬと思ふのである。所謂親しき中にも禮儀ありといふことは、必ず、父子兄弟の間にも保存せねばならぬ。さればとて、土地の風習に逆らつてまでも、此の禮儀を實行せよといふことは無理である。但し、父母長上に對しては、朝夕、斯かる挨拶をなすのが禮であるといふことだけは、如何なる土地でも、兒童に教へねばならぬと思ふ。

〔參照〕

一起床就寝ノ際ニハ父母長上ニ敬禮ヲ爲スヘシ (文部省調査小學校作法教授要項)

(以下單に、文部省要項と記せるは、凡て、文部省調査小學校作法教授要項の略なり。)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

此の課の「注意」に、「朝起きたるとき、夜寝ぬる時の行儀を教へ、且つ實習せしむべし。」とあるから、本課教授の應用段に於て、前掲、朝夕の挨拶の仕方を教へて、之を練習することにしたと思ふ。

同上

第十二 親を大切にせよ

此の課は、親を大切にすべきことを教ふるを以て主眼として居るのであるから、自然、親に對しては、相當の禮儀を守るべきことを訓誡すべき筈であると思ふ。依て矢張り、實行方面の指導の一として、前掲の挨拶の仕方を練習するがよからうと思ふ。

此の課は、家族團樂の樂を説くことを主眼とするものであるから、従つて、兒童は、朝夕、父母長上に對し、愉快に接すべきことを附説する必要があるだらうと思ふ。依て、其の序に、朝夕の挨拶の仕方をも復習する必要があると思ふ。

尋常小學讀本 卷二 二 ヒノデ

本課教授に際しては、いづれ、朝起きに關することを話すことになるだらうと思ふから、其の序に、チヨット朝の挨拶の練習をなす位のことには出来るであらうと思ふ。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第二 孝行

本課教授の際、常に、何事によらず、父母の心を慰むるやう心掛くべきことを諭すべき筈なれば、従つて、朝夕、父母に對する挨拶の仕方をも、併せて復習するがよからうと思ふ。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第三 孝行

本課は、同書卷二第二「孝行」と聯關して教授し、特に、其の注意を反復すべき筈であるから、従つて、前掲の作法をも反復すべきであると思ふ。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第八 孝行

本課に於ては、主として、常に親の心を安んずるを以て旨とすべきこと、及び、父母を敬すべきことを教ふるのであるから、その實行方面の一として、父母に對する朝夕の挨拶をも復習するがよからうと思ふ。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十二課 孝行

本課に於ても、父母の心を慰め安んずるは、孝道に於て最も大切なことを諭すべきことになつて居るから、其の一端として、朝夕の挨拶をも復習したいと思ふ。

尋常科第六學年

尋常小學修身書 卷六 第七課 忠孝

本課教授の應用として、兒童現在の境遇に於て實行し得べきことは、平素父母に孝を盡すにあれば其の心得の一端として、朝夕の挨拶をも復習すべきである。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第五課 孝行

本課に於ては、親しきに狎れて父母に敬意を缺くことあるべからずと諭せるを以て、自然之と聯關して、起床就寢の際に於ける、父母長上に對する挨拶の仕方を教授するがよか

教具又は教授の場所

本項を教授するには、別に教具を要せず、又之を教授する場所も、普通の教室でよす。

(以下此の類のものは、一々記載せず、特に教具の準備と、特別の教室とを要するものに就てのみ記すことにする。)

教授上の注意

- (一) 兒童の起床就寝につきては、次の諸注意を與へておく必要があると思ふ。
- 一 起床早々、寢衣と常服とを着換へ、直ちに、口を嗽ぎ、顔を洗ひ、然る後、前掲の挨拶を爲すべきこと。
 - 二 就寝の時の挨拶は、常服と寢衣とを着換へる前に爲すべきこと。
 - 三 就寝の時は、常服は、之を身邊に取りまどめ置くべきこと。
 - 四 就寝の際、正しく枕し、體を真直にし、四肢を緩やかにし、安らかに就眠すべきこと。

- (二) 父母、長上に對する朝夕の挨拶の辭は、家庭の事情に依り、又土地の狀況に依つて、勿論一様でなくてよいのであるから、兒童が日常實行しつゝある事を問答して、教師は、それに對して批評訂正を加ふる位に留めて置いてよいと思ふ。換言すれば、一様に、吾人の豫定したやうな仕方に據らしめなくてもよいと思ふのである。

二起床後の心得

起床後は、直ちに口を嗽ぎ、手及顔を洗ふことを習慣とせよ。

〔備考〕

起床後は、直ちに口を嗽ぎ、手及顔を洗ふことは、幼時より習慣とすることが必要である。兒童は、往々、申譯的に、顔を洗ふだけで、口も嗽かず、手もよくは洗はぬものである。若し、其の儘に放任して置くと、彼等の口中より一種の臭氣を發するやうになり、人に對しては、不快の感を與へ、己れは、齒の健康を害するやうになる。大人でも、往々、口中の臭氣を發するものがあるが、所謂、臭い者身知らずで自分では、何とも思はないであらうけれども、之に接する人は、誠に、不快の感を起すもので

ある。さういふ人は、多くは、口中の清潔法に注意しなかつたものであらうと思ふ。されば、少なくとも、毎朝起床後は、必ず口を嗽ぐ習慣をつけることは、幼時より心掛ければならぬことであると思ふ。

又、手を清潔にすることも、至つて大切なことで、兒童は、往々、手をよく洗はない爲めに、いつしか、爪の間に、垢が溜つて居つたり、或は、墨などの着いて居たのが、遂に、垢と化してしまつて、爲めに、往々、病菌の媒介を爲すやうなことがある。それのみならず、人には、不快の感を與ふことになるから、従つて無禮になる。西洋人は、握手を行ふ爲めでもあらうが、手の清潔には、幼時から、餘程注意を拂ふやうである。

顔も、成るべく丁寧に洗ふやうに習慣づけることが必要である。彼の、耳朵に垢の溜つて居るなどは、誠に見苦しいものである。

〔参照〕

一起床シタルトキハ先ツ口ヲ嗽キ清メ顔ヲ洗フヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第七 からだを大切にせよ

此の課の教授上の「注意」として、「毎朝顔を洗ひ、又、口を嗽ぐことを諭すべし」とあるから、應用の段階に於て、前掲備考に記したる趣旨により、適當なる注意を與へて、實行せしむるやうにすべきである。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十一 きまりよくせよ

本課は、凡て日常の生活を規律正しくすべきことを諭すを以て主眼とするのであるから、其の實行方面の一端として、前掲の習慣をも守るべきことを復習したいと思ふ。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第六 規律

本課に於ても、全く、前學年と同趣旨により、復習すべきである。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十一 身體

第一 居常の心得

本課教授中、凡て、身體は常に清潔にし、殊に、顔や手足は、丁寧に洗ふべきことを諭すことになつて居るから、勢ひ、起床後のことを併せて諭すことになるべきであると思ふ。

尋常小學讀本 卷七 第十九 水とからだ

本課の文章中、「われは毎朝顔を洗ひ、口をすすぐ」といふことがあるから、之を教授すると同時に、修身教授に於て教へたる心得を思ひ起さしめ、益々、實行を促すことは、至當なことであらうと思ふ。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十七課 習慣

本課教授の際、毎朝、口を嗽ぎ、手、顔を清むることは、最もよき習慣なることを諭して、常に成るべく丁寧に洗ふべきことを訓戒するやうにしたいと思ふ。

尋常科第六學年

尋常小學修身書 卷六 第十三課 規律正しくあれ

本課に於て、平素の起居總べて規律正しくすべきことを諭す一端として、本項につきても、兒童の實行如何を反省せしむるを要す。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十三課 身體

本課に於ては、積極的に、身體の健康を増進すべき方法を教へ、殊に身體を清潔にすべきこと、冷水摩擦の效能あることなどを説くことになつて居るから、毎朝の盥嗽の心得に就ても、勢ひ十分に注意を促すことになるであらうと思ふ。

教授上の注意

本項を授くるに當りては、左の各項につき、注意を與へておく必要があると思ふ。

- 一 口を嗽ぐときは、成るべく、柔かなる楊枝を用ひて、齒を磨くべきこと。
- 二 顔を洗ふには、年中、冷水を用ふべきこと。
- 三 男子は、顔を洗ふと同時に、頭部をも洗ふべきこと。
- 四 洗面場を汚し、又は、猥りに水を汲み出しなどせぬこと。

三就寢後の心得

就寢後は、成るべく速く眠に就く習慣をつけるがよい、いつまでも談笑したり騒いだりすることは宜しくない。

〔備考〕

兒童は、往々、就寢後、いつまでも兄弟と談しをしたり、笑ひさゞめいたりするこ
とを樂みとし、甚だしきは、床から抜け出て、玩具や繪本などを弄ぶやうなことが
ある。これは、甚だよろしくない習慣であるから、是非矯正するやうにしたいと思
ふ。何となれば、斯ういふことから、自然彼等の生活は不規律となり、又睡眠時間
も不足になり、且つ、それが爲めに、就眠後、往々、夢を見たり、うなされたりするや
うなことがあるので、いづれにしても、宜しからぬ結果を來すからである。西洋の家
庭では、毎夜一定の時刻が來ると、一分の容赦もなく、子供を寢室に入れて、外から
錠をかけて、直ちに就眠させるやうに習慣づけてあるといふことである。西洋人
が、大人になつてからも、萬事に規律正しいのは、つまり、幼時から、斯かる良習慣を
養つておくからである。然るに、我が邦では、一般に、家庭の生活が不規律で、且つ、多
くの父兄は、餘りに子煩惱過ぎて、子供に自由を許し過ぎる弊がある。されば、學校
教育に於て、出來る丈け兒童に言ひ含めて、彼等自ら規律正しくするやうに仕向
けねばならぬと思ふ。

一 就寢ノ後ハ濫ニ談笑セサルモノトス (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第二 時刻を定めしめ

本課教授上の「注意」として、「兒童の起床、登校、就寝等につきて、略その時刻を定めて、之を家
庭に通告し、幼時より規律正しい生活に慣れしむるやうに注意すべし。」とあるから、その通
告をなすと同時に、兒童に前掲の心得を諭して、之を實行せしめねばならぬ。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十一 きまりよくせよ

本課の教授中、食事の時刻、就眠の時刻等を違ふべからざることとを諭すことになつて居
るから、同時に、前掲の心得をも併せ授くることにしたいと思ふ。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第六 規律

本課は、凡て規律を守ることの大切なることを知らしむるを以て目的とし、殊に、寢食の
時刻を正しくすべきことを教ふることになつて居るから、勢ひ、前掲の心得をも諭されば
ならぬ筈であると思ふ。

高等科第一學年

本課教授の際、前出起床就寢の際に於ける挨拶を教ふることになつて居るから、それと聯關して、就寢後の心得をも授くることにしたいと思ふ。

教授上の注意

本項を教授すると同時に、左記の事項をも訓戒しておくがよからうと思ふ。

- 一 就寢後は、枕をはづしたり、夜着を踏みぬいたりせぬやうに注意すべきこと。
- 二 就寢後、飲食せぬこと。

四 身體の清潔に關する心得

常に、身體各部の清潔に注意すべく、就中、頭髮・顔面・手足等は、殊に清潔にせねばならぬ。身體の不潔は、自己の品位を傷け、又、人に對して不快の感を與ふるものがある。

〔備考〕

人は、よく運動すればする程、全身に汗を發し、從つて、垢を生ずるものであるが、殊に子供は、頭部に汗を發することが多いから、數日間、頭を洗はずにあれば、臭氣

を發するやうになる。いふ中にも、學校兒童は、運動場や、道路の塵埃を被る爲めに、餘計に、頭部に、垢を生じ易いものである。されば、家庭に於て、常に注意して、頭部を洗はしむることが必要である。さて、男子は、毎朝洗面と同時に頭部をも洗ふやうにさせたいと思ふが、女子は、結髪の爲めに、毎朝之を洗ふことは不可能である。されば、女子は、毎朝必ず頭髮を梳ることを怠らぬやうにさせたいと思ふ。而して、時々、湯を用ひて之を洗はしむるがよい。顔面や、手足なども、殊に子供の汚し易い部分であるから、毎朝起床後は言ふまでもなく、學校から歸つた後、身支度を解くや否や、先づ以て、顔面と手足とを洗ふやうに習慣をつけさせたいと思ふ。

又、彼等が、學校に在る間と雖、便所に入りたる時は勿論、その他の時に於ても、辨當を食する前とか、書き方の時間の後などには、必要に應じて、手を洗はせるやうにしたいと思ふ。

〔參照〕

一 頭髮・顔面・手足等ハ之ヲ清潔ニスヘシ (文部省要項)
教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第七 からだを大切にせよ

本課教授の注意事項として、「頭髮を不潔に爲しおかぬこと」、「入浴の際にはよく身體を洗ふこと」、「鼻汁を垂らしならぬこと」等を諭すべしとあるから、應用段に於て、前掲の心得を授けて、常に之を實行せしむるやうにしたいと思ふ。尙此の心得を授けたる後は、教師は時々兒童の頭髮又は手足等を檢閲して、必要に應じて、家庭にも、相當の注意を與ふるがよからうと思ふ。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第廿二 健康

身體の健康を保つには、常に、身體各部の清潔に注意すること必要なれば、本課の教授に聯關して、前掲の心得をも授くべきである。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十一 身體

本課教授事項の一として、「身體は常に清潔にし殊に顔や手足は丁寧に之を洗ふべし。」といふことを授くべきことになつて居るから、本項の心得を授くべきは當然である。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 第五學年用 第十七課 習慣

よき習慣の一として、前掲の事項をも復習し、益々、其の實行を促すやうにしたいと思ふ。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十三課 身體

本課に於ては、「身體の不潔は、病氣の本となるのみならず、其の人の品位をも傷くるものなり。」といふ一項をも教授することになつて居るから、此の際、前掲の心得を諭すことは、至當のことであると思ふ。

高等科第二學年

高等小學修身書 第四學年用 第二十課 交際の心得

本課は、凡て交際の心得を授くるを旨とするのであるから、その一端として、常に、人に接するには、衣服、身體の清潔に注意すべきことをも授け、同時に、前掲の心得をも諭すことにしたいと思ふ。

教授上の注意

本項教授の際左の諸項をも併せて訓戒する必要があるだらうと思ふ。

一 手拭又はハンケチは、毎日必ず持參すべきこと。

第一 居常の心得

- 二 手を洗ひたる時、決して袴などにて拭かぬこと。
- 三 鼻紙は、毎日之を持參すべきこと。
- 四 手足の爪は、延ばさぬやうにすること。

〔児童は、殊に手足の爪を延ばし過ぎて、之が爲めに、種々の危険を生ずることがある。故に、教師は、時々注意を與へて、家庭で、之を截つてもらふやうにさせねばならぬ。千葉縣の小池民治といふ人は、曾て小學校に在職の當時、毎日休憩時間に児童の爪を截つてやつたといふことであるが、是れは、一方には児童と親しむ手段ともなるから、誠に結構なことであると思ふ。併し、予は凡ての教師諸君に、之を眞似せよといふのではないが、教師は、常に、何事にも、此の位の注意を拂ふことが大切であると思ふ。〕

- 五 入浴の際は、特によく身體各部を洗ふべきこと。
- 六 冷水摩擦を爲し得るものは、成るべく之を爲すべきこと。
- 七 男子は、頭髮の餘り長く伸びぬ内に斬髪すべきこと。
- 八 女子は、毎朝梳り、髪飾りは質素にすべきこと。

五 衣服の着用に関する心得

〔備考〕 衣服は、常に注意して、取り亂さぬやう着用すべきものである。

衣服に關しては常に其の清潔と、其の著用に注意すべきことを論ずを要す。尤も、この清潔に就て、往々父兄や児童の誤解することは、清潔と華美とを混同することである。これは、餘程教師の注意を要することである。元より、身分相當といふこともあるから、衣服の品質等に就ては學校に於て餘り多く干渉は出來ぬにしても、児童の分際としては、成るべく質素にさせるやうに、家庭に向て注意を與ふことは當然のことと思ふ。斯くして、一方に於て質素にせよと言ふと同時に、一方に於ては、之を清潔にせよといふことを喧しく言ふやうにすれば、前述の誤解を防ぐことが出来る。

さて、衣服といふ中にも、殊に清潔を必要とするものは、衛生上から言へば、肌衣であるが、言ふ迄もなく、衣服は、單に衛生上の必要からのみ見るべきものではな

くて、所謂禮儀上より見たる體裁といふ事をも顧みねばならぬから、上衣の清潔も亦必要と言はねばならぬのみならず、兒童は寧ろ、上衣を多く汚したり、綻びしたりするものであるから、主として、上衣の清潔に注意せしむるやうにして、肌衣の着換は、之を家庭の注意に委ねるといふことがよからうと思ふ。

又衣服を取り亂すといふことは、重にどんなことかといふと、是は、地方に依つて異なるであらうけれども、襟をよく合せぬとか、ボタンを掛けぬとか、膝脛などをあらはすとか、下衣と上衣と離れぬになつて居るとかいふやうなことが、最も多いだらうと思ふ。斯かる風を爲すことは、單に外觀の醜さのみならず、人に對しては、無禮となるのである。殊に衣服に垢のつきたるは、非常に人に不快の感をも與ふるものである。されば、常に、兒童相應に各自注意せしむることが必要である。

〔参照〕

一 衣服ハ正シク著用スヘシ

（文部省要項）

教授又は練習の時期

〔本項は、之を尋常科第四學年から、作法として教ふることにした。されど、その以下の學年としても、平素、この事柄に注意を拂ふべきことは勿論である。編者の考へては、本項を、作法として特に取扱つて、兒童にも、各自、十分に注意を拂はしめようとするのは、此の學年頃からよからうと思ふ。但し、女子には、尋常三學年頃から教へてもよからうと思ふ。〕

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

本課教授に關する作法を教授する際、前掲の心得をも併せて授くることにしたいと思ふ。但し、衣服に關することは、平素、適宜注意を與へて置くべき管であるから、本課に於て授くるといふも、實は其の注意を強めるに過ぎないのである。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課に於ては、特に、容儀・服裝に關する心得を論ずることになつて居るから、當然、前掲の心得を論ざればならぬ。殊に、此の學年頃よりは、男女に依つて、夫々必要な注意を與へねばならぬ。即ち、男子は、動もすれば、舉動の亂暴に走り勝ると同時に、服裝などには、一向無頓着

になるやうなことがあり、女子は、却つて、服装の美を競ふやうな傾向を生じ易いものであるから、其の實況に應じて、適宜の訓戒を與へねばならぬ。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十九課 禮儀

本課に於て、儀式に列する際、服装等にも意を用ひ、禮儀の本旨を失はざるやうにすべきことを諭すことになつて居るから、其の立場から、前掲の心得を授けるやうにしたいと思ふ。

高等科第二學年

高等小學修身書 第四學年用 第九課 衣服

本課に於ては、衣服は、容儀を保つに必要にして、禮儀上、大切なものなることを諭すを主として居るのであるから、當然、前掲の心得と一致するのである。

教授上の注意

一 本項を教授せし後は、時々、兒童の服装檢閲をなすがよい。其の際教師の注意すべきことは、兒童が不注意の爲めに、甚だしく衣服を汚損したとか、又は取り亂した着用をして居るとかいふものに對しては、本人に向つて適當の注意を與へて

訓戒すべきであるが、ボタンが落ちて居るとか、綻びて居るとか、垢がついて居るとかいふやうなものは、痛く本人を責むるよりは、之を穩かに家庭に通告して、注意せしむるやうにすべきである。

二 本項に因みて、左の諸項をも、學年に應じて諭したいと思ふ。

- 一 服装の美を人に誇らんとすることのよろしからぬこと。
- 二 殊更に賤しき者の風儀を真似ぬこと。
- 三 餘りに人の目に立つやうな風をせぬこと。
- 四 濫りに流行を追はぬこと。
- 五 女子は尋常四學年頃より、次第に自ら衣服を疊むやうに心掛くべきこと。
- 六 男子は、洋服又は袴は、之を脱ぎたる後、成るべく一定の所に掛け置くべきこと。

三 本項を教授して、兒童に之を督勵せんとせば、教師は、先づ以て、躬自ら、常に衣服の清潔を旨とし、餘りに派手やかにせず、且つ、着用にも注意して、よき模範を示すやうに心掛けねばならぬ。

四 衣服を正しく着用すべしといふ注意の内容としては、左の諸項をも含むものと見るのが至當であらうと思ふ。依て、以下其の各項に關する注意を列擧することにしよう。

イ 襟元に關する注意

ロ 帶の結び方

ハ 羽織袴の紐の結び方

イ 襟元は正しく合せ開かざるやうにすべし

襟元は、最も人の注意し易い所で、人と對面する場合にも、一々、先方の顔のみを注視するのも無禮であるから、面談には、大抵先方の襟元の邊を注視するのがよいのである。従つて、襟元は、對面早々、人の目につく所であるから、殊更に注意を要するのである。

洋服を着用する場合には、襟のボタンを正しくかくること、カラーの清潔なるものを用ふること、襟飾りの清潔なるものを正しく附けることなどが最も大切なる注意である。

ロ 帶は正しく之を結ぶべし

帶は常に正しく締め、グル／＼巻きにせずに、後ろで、適當に結ばねばならぬ。一體衛生上より言へば、帶は、餘り固く締めぬやうに注意せしむることも必要である。さればとて、緩く締めると、自ら服装が亂れることになるから、その手加減は、餘程大切である。又、餘り上の方に締めて、胸部の發達を妨げるやうなことのないやうに注意せしむることも必要である。

ハ 羽織袴の紐は常に正しく之を結ぶべし

羽織を着用するときは、常に其の紐を正しく結んでおかねばならぬ。袴を着用するときも、亦同様に紐を確かに結んで後ろに下らぬやうに注意せねばならぬ。袴の紐の結び方は、男女に依つて多少違ふ。即ち次に其の各々に就て記すことにしよう。

男子 前より着け、其の紐を後ろに廻はして膝折り結び(兩輪に結ぶこと)に結び、然る後、後ろを着け、其の紐を前の真中にて細結びに結ぶ(眞結びに固く結ぶこと)而して、其の兩方の紐の端を兩側にチョット挿む。これが正式であるが、細結びに

する代りに、十の字結びにしてもよい。之は紐に皺がよらないで都合がよく又體裁もよい。

女子 着け方は、矢張り男子に同じ。唯紐の結び所は、真中より稍々右に片寄せて結ぶのである。而して其の結び方は、通例、細結びにして、一方に輪を引き出して、其の儘垂れるのである。但し、常には、故更垂れるにも及ばぬから、矢張り、細結びにして、兩方の端を側に廻はして挿んておいてもよい。

〔備考〕

羽織は襟の折り返しに注意することも大切であるけれども、幼年児童には、自ら之に注意せしむるといふことは、或は望まれないことであらうかと思ふ。併し、やうやく長ずるに従つて成るべく自ら注意せしむるやうにせねばならぬ。紐は、不注意なる児童は、往々解き放しにしておくことが多いから、教師は、時々注意を促す必要がある。袴も、折れ目を正しく着用することは、元より大切であるけれども、児童に向つて、常に之を要求することは無理であると思ふ。若し、斯様な細かい事にまで苦心

させるやうになると、勢ひ、児童自然の活動性を妨ぐることになると思ふ。併し、祝日等の場合に、特に新しき袴を着用する場合には、勿論此の心得は必要であるから、上學年に於て、單に知識として心得しめて置くことは、よろしからうと思ふ。

六 帽の冠り方に關する心得

帽を被る時は、曲らぬやうに、又阿彌陀冠りなどせぬやうに注意せねばならぬ。

〔備考〕

児童は、往々帽を曲つて冠れることを氣付かぬもので、それが知らず識らず、習癖となるものであるから、父母又は教師は時々注意を與へてやる必要がある。

正しくといふ標準は、帽の前庇の中央が、鼻柱の中心と一直線上にありて、徽章は、其の直線と並行する程度であると思ふ。

女子の帽にて、リボンあるものは、其の結び目を左にして冠るのである。

尙序に注意すべきは、我國の人は、外出の際、帽子を冠らずに出ることを何とも思はぬものが多いけれども、西洋人は決してさることはない。どうか、我國でも、和洋服何れを着する場合にも、外出の時は帽を冠るやうにしたいと思ふ。其

の形や色なども好んで異様のものを用ひぬやうにしたいと思ふ。

〔参照〕

一 帽ハ正シク之ヲ冠ルベシ (文省部要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

この課の「注意」として、容儀・服装に關する事項を論ずこゝになつて居るから、本課教授の應用段階に於て、前掲の心得を授けて、各自、常に注意せしむるやうにしたいと思ふ。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

前項「衣服着用に關する心得」と同様、本課教授の際、簡單に、前掲の心得を復習するがよいと思ふ。

尋常科第五學年

尋常小學校修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課に於ては、教授事項の一として、服装に關する心得が擧げてあるから、當然、前掲の諸心得を論ずべきである。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十九課 禮儀

前項「衣服着用に關する心得」を授けると同一趣旨の下に、本課教授の際、前掲の諸心得をも授くべきである。

高等科第二學年

高等小學修身書 第四學年用 第九課 衣服

本課に於ては、當然服装に關する心得を授くることになつて居る。

教授上の注意

一 凡そ、外形を整ふることに依て、自ら内部の精神までも整ふに至ることは確かである。従つて、外形が不整理であると、一見して、如何にも心に締りなきやうに思はるゝものである。殊に、男女に係はらず、襟元の開きたる、帯の緩みたる、又は、羽織袴の紐の解けたるなどは、誠に見苦しいもので、何人と雖、之に接して快感を覺ゆ

るものでない。されば、幼時より、子供相當に、此れ等の事に注意する習慣を養ふことは必要である。されど、元來男子は、斯かる細節には注意を傾けぬのが通例であるから、之を八釜くし責め過ぎるやうなことがあると、却つて彼等の活動性を抑壓するやうなことになるから、どこ迄も、子供相當にといふことを忘れてはならぬ。尤も、女子に對しては、稍々細密なる注意を與ふる必要があるだらうと思ふ。

二 前掲の諸項は、服装に關する重なる事柄のみを擧げたのであるから、單に、之のみに限らず、教師は、常に兒童實際の状況を觀察して、學年に應じて、注意を與ふるがよからうと思ふ。例へば、靴紐をよく結ぶべきこと、靴下の下らぬやうにすべきこと、殊に洋服着用の時、ボタンを外したる儘になし置かぬこと、懐手、又はポケットに手を入れぬこと、羽織の紐をいぢらぬこと、袴の下に手を入れぬこと等、數へ來れば種々あるであらうと思ふが、夫々土地の状況に應じ、兒童の實際に應じて、適宜の注意を與ふるがよからうと思ふ。

三 毎日、始業前、教室に引入るゝに先だち、一通り服装の檢閲を行つて、適宜注意を促すやうにすれば、兒童は、次第に、自ら注意して、正しくするやうになるものである。

る。

七 履物に關する心得

履物はいつもよく揃へて之を脱く習慣をつけねばならぬ。

〔備考〕

上そろへ、中は一寸、下は五寸、下々の下等は股一ぱい

といふ歌のやうなものがある通り、實に人は其の履物の脱ぎ方一つを見ても、其の品格が分るものである。而して、一に是れ幼時よりの習慣に依つて、如何やうにもなるものである。されば、幼時より、履物を脱ぐ時は、必ず之を揃へるやうに注意せしめねばならぬ。殊に學校の如き、多人數の集まれる場所に於ては、紛失を防ぐ爲めにも、整頓上にも大切であるから、家庭に於て、兒童に此の良習慣が養はれて居らぬならば、學校教育に於て努めて、之が實行を督勵せねばならぬ。

〔参照〕

一 履物ハ揃ヘテ之ヲ脱クヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第九 整頓

本課に於て、學校にありても、又家庭にありても、學校用具を始め、帽子、下駄、傘等を整頓しおくべきことを授くることになつて居るから、其の實行上の一つとして、本項を授くることにしたいと思ふ。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十四 不作法なことをするな

本課に因める訓諭事項の一として、「はき物を亂暴にぬぎちらし置かぬこと」といふ注意が擧げられてあるから、其れを論ずる際、本項の作法を授くべきである。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第十一 行儀

本課を教授する際、前學年に於て授けたる「不作法なことをするな」を參照して授くることになつて居るから、其の際、本項も復習しておくがよい。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十七課 習慣

本課教授の後善き習慣を作る實行上の一として、本項の實行をも促しておくがよいと思ふ。

教授上の注意

本項教授の際、適宜學年の程度に應じて、次の事項をも附帶して授けて置きたいと思ふ。

一 靴の儘昇降を許されたる場所に入るには、必ず叮嚀に之を拭ふべきこと。

我國の人は、元來下足の儘昇降すべき設備に慣れて居ない爲めか、どうも靴をよく拭ふ習慣が出来て居らぬ者が多いやうである。凡そ集會の場所は勿論個人の家を訪問する場合には、土靴の儘人に接することは無禮である。故に、交際上から嚴密に言へば、集會や訪問の場合には、靴はよく摩拭して、底にも土の少しも附かぬやうにして出席せねばならぬものである。それには、我國の如き道路では、どうしても徒歩するわけには行かぬのである。それは兎に角、學校とか、役所とか、其の他、公衆の縦覽を許されたる圖書館とか、博物館とかいふやうな所へ出入する際、

常に此の心得を忘れぬやうにして、よく靴を拭ふ習慣をつけるやうにしたいと思ふ。又、餘り泥に汚れて、其の儘屋内に入るのは、氣の毒なりと思はゞ、之を脱いで上靴を借用することもよからうと思ふ。

二 他家に行きたる時靴を脱ぎたる時は、成るべく、自ら向け直して置き、以て、家人が之を向け直す必要のないやうにして置くがよいと思ふ。

三 我が國にては、個人の家庭では、日本間は勿論、西洋間に於ても、大抵下靴を脱いで昇るやうになつて居るから、靴足袋の清潔なるものを用ふることが大切である。彼の靴足袋の汚れて、一種の惡臭を發するものを用ふるが如きは、如何にも無禮なことである。

四 儀式に列する場合は勿論、訪問の際には、必ず足袋を穿つべきこと。又、履物も餘り汚損せる見苦しきものを用ひぬこと。

八 物品の整頓に關する心得

凡て、自分のものをば、自分で始末して、よく整頓して置かねばならぬ。殊に學用品は、之を取り亂さるやう注意せよ。

〔備考〕

物品整頓の習慣は、幼時より養ふことが必要である。彼の不整頓なる僻のある者が、中年頃から自ら氣が付いて、それを矯めようとしても、容易に直らぬのを見ても、幼時よりの習慣が大切であるといふことが分る。元來、物は、よく整頓して置けば、保存上にも利益があり、又、入用の場合に見出し易く、且つ精神上にも、知らず識らず、善い影響を與ふる者である。即ち、物を整頓するやうな人は、自然、心も落付いて居つて、何事にも注意周到である。従つて、萬事規律正しくするやうになる。されば、兒童入學の當時より、學用品及携帶品等の整頓法を教へて、着々之を實行せしめ、次第に其の習慣を、家庭生活にまで及ぼさしむるやうに指導せねばならぬ。

〔參照〕

一 物品ハ其ノ整頓ニ注意スヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

一 尋常小學修身書 卷一 第九 整頓

第一 居常の心得

この課は、整頓の大切なることを知らしむるを以て目的とするものであるから、言ふ迄もなく、前掲の事項を訓戒せねばならぬ。而して、本課の「注意」にもあるが如く、主として児童現在の實際生活に於て起り得べき事項を指摘して、夫々適當なる指導を與ふべきである。

二 平素の訓練上

概して、児童は一つの事柄が能く行はるゝやうになれば、それに類似した他の事柄は、大抵行はるゝやうになるものである。故に、教師が彼等の整頓の實行を檢閲しようと思ふならば、先づ以て、學校生活の範圍に於て、最も著しき一二の事柄について、時々、其の實行如何を見るがよからうと思ふ。それには、此の學年の程度に於ては、机内の整頓を檢閲すること、が最もよい。予の實驗によれば、尋常一學年に於て、「清潔整頓の習慣」を養成する手段として、常に、机内の整頓に主力を注ぐこととして、初めは、毎日、机内を一人々々に檢閲し、次第に、一週に一回の檢閲を行ふこととしたが、第三學期の頃には、もはや、檢閲の必要は、殆どないやうになつた。勿論、單に机内の整頓のみではなく、携帶品、即ち、辨當、下足、雨具等の置場の整頓にも、出来るだけ注意せしむるのであるけれども、それ等は、いづれも、机内の整頓を中心として、自然行はるゝものであることを知つたのである。斯くの如く、いづれの學年に於ても、何等か、彼等の生活の範圍に於て、主力を注ぐべきものを定めて、それを中心として整頓に注意せしむるといふことが宜しからうと思ふ。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十一 きままりよくせよ

本課の注意として、卷一第九「整頓」と聯關して、教授し、特に衣服、學校用具、玩具等の取扱方につきて、規律を守る習慣を作らしむるやう注意すべしとあるから、此れ等の整頓法につきて、児童相當に實行し得ることを教ふべきである。(其の整頓法は、後出「教授上の注意」を参照せられよ。)

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第六 規律

本課は、主として、時間の規律を守るべきことを教訓するのであるけれども、時間の規律を正しくせんとするには、矢張り、物品の整頓にも注意せねばならぬ。依て、應用として、本項をも復習すべきである。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十七課 習慣

よき習慣の一として、物品整頓の習慣の大切なることを論じ、益々その實行を督勵したいと思ふ。

高等科第二學年

高等小學修身書 第四學年用 第十五課 規律

物品整頓に關する事項は、當然、本課教授事項の一となつて居るから、教師は、児童の生活狀態に應じて、適當なる實行方法を指導してやることが必要である。

教授上の注意

一 兒童に、物品の整頓を獎勵せんと欲せば、先づ、兒童相應の整頓法を教へねばならぬ。その事柄は、元より兒童の境遇に依つて一様ではなからうけれども、左に、二三の例を舉げて見ようと思ふ。

一 家庭に於て

イ 靴又は、下駄は、之を脱ぐと同時に、一定の場所に入れ置くべきこと

ロ 靴足袋は、直ちに之を脱ぎて、左右を離れ、くにならぬやうにして、一定の所に片付けおくべきこと

(著者は、自らも、家に、靴足袋入の袋を作つて、それを一定の所に掛けておいて、毎日、靴足袋を脱ぐや否や、必ず、其の中に入れおくこととして、數年來之を實行して居る。是れは最もよい整頓法と思つて居る。即ち、斯くすれば、決して紛失することもなく、又、汚れた時には、下婢が、其の袋の中より出して洗濯をする。乾けば又其處へ入れて置くといふ具合で、誠に便利である。依て、予は之を兒童にも獎勵した。兎角、靴下や、足袋などは、紛失し易いものであるから、是非

共、斯んな整頓法を教ふるがよいと思ふ。)

ハ 帽子とカバンとは、一定の所に掛けておくべきこと。

(袴も、常用のものは、一定の所にかけおくを便とす)

イ 學用品は、兄弟のものと入れ亂れぬやう、各自の場所を定めて、其處に整頓し置くべきこと。又、既に讀み終りたる書物、或は既に用ひ盡したる帳簿と、現に用ひつゝあるものとは、區別しおくべきこと。

ホ 辨當箱は、歸宅後、直ちに包みを解きて、自ら勝手元へ持ち行くべきこと。又、布呂敷は、一定の所に入れおくべきこと。

(女子は尋常三學年頃よりは、自ら、之を洗ふべきこと)

ヘ 自己の所有にあらざるものは、家人の物にても、濫りに使用してはならぬこと。

ト 歸宅後、衣服を着換へたならば、女子は三學年頃より成るべく自ら之を疊むべきこと。

二 學校に於て

第一 居當の心得

イ 傘類は、必ず各自一定の場所に、正しくおくべきこと。

ロ 帽子、カバン、外套等も亦各所定の場所に正しく掛けおくべきこと。

ハ 辨當は、一定の所に、他の人のと、よく揃へておくべく、且つ、袋の紐などを垂らしおかぬこと。

ニ 机内の物品は、常に正しく整頓しておくべきこと。又、布呂敷を用ふるものはよく疊みて入れおくべきこと。

ホ 下足は、昇降の都度、正しく一定の所に出し入れすべきこと。

九 父母長上外出・歸宅の際に於ける心得

父母長上の外出せらるゝ時、又は歸宅せられたる時は、玄関まで見送り又は出迎へて、單に敬禮するか、或は、相當の挨拶をなさねばならぬ。

〔備考〕

本項の挨拶は、勿論土地の習慣と家庭の境遇とによりて一定すべきにあらねど、通例見送りの際には、「行つていらつしやい」「出迎への際には、「お歸んなさい」といふのが、東京地方の慣例である。

〔参照〕

一 父母長上外出・歸宅ノ際ハ禮ヲ爲スヘシ (文部省要項)
教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課教授の際、第一項の起床・就寢の際、父母長上に敬禮すべきことを授けると同時に、本項の作法をも授くるがよい。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第二 孝行

前學年同様、起床・就寢の際の敬禮に關聯して授くべし。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第三 孝行

前學年に同じ。

尋常科第四學年

第一 居常の心得

尋常小學修身書 卷四 第八 孝行
前年の學年に同じ。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十二課 孝行
前年の學年に同じ

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第五課 孝行

本課に於ては、親しきに押れて父母に敬意を缺くべからざることとを諭すことになつて居るから、之れと聯關して作法を授くべきである。

教授上の注意

- 一 兒童發達の程度により、本項に附帶して適宜左記の事項をも授け、後出物品授受の作法と結合して、其の實行を督勵すべきである。
- イ 父母長上外出の際、其の携帶品を携へて、立關まで持ち出で、之を渡すべきこと。
- ロ 又其の際、履物をも揃へておくべきこと。

ハ 父母長上歸宅の際には、其の携帶品を片付け履物をも始末しおくべきこと。
ニ 敬禮は、日本造の立關ならば、坐禮によるべく、西洋風の立關ならば、立禮によつてよ。

二 本項の敬禮方は、無論後出第四の敬禮と結合して、教授し練習せねばならぬ。序に記す。獨り本項のみならず、凡て作法は、各項を、夫々單獨に實行せしむるものと考へてはならぬ。即ち常に彼此相結合して之を實行するのが眞の活用であるから、以下之と同様の注意を要すること、殆ど皆然りといはねばならぬ。

一〇 外出する時の心得

外出せんとする時は、父母又は長上より、用事を命ぜられたる場合の外は、必ず父母若くは長上に對して、行先歸宅の時刻を告げ、其の許しを受けて、然る後にせよ。又、用事を言ひ付けられたる場合には、「行ッテ參リマス」といつて挨拶する丈けてよいけれども、遊びに行かんとする時には、「行ッテモヨウゴザイマスカ」といつて、許しを得て後、前の如く挨拶して出るがよい。而して、何れの場合にも、挨拶は、努めて快活にするやうに心掛けよ。

〔備考〕

兒童は、往々、行先を告げずして外出することあり、又、食事時間になりても、或は、日暮れになりても、歸宅せず、爲めに、父母に心配をかけることがある。これは、一には、父母に不孝となり、一には、不規律なる生活に慣れるやうになるから、是非、共、幼時より、前掲の如き注意を與へて、之を實行せしむるやうにしたいものである。

〔参照〕

- 一 外出スルトキハ豫メ行先歸宅ノ時刻等ヲ父母又ハ長上ニ告ケ其許ヲ受クベシ (文部省要項)
- 教授又は練習の時期

尋常科第一學年

- 一 尋常小學修身書 卷一 第十三 親のいひつけをまもれ

本課の「注意」に、本項と同一の事を教ふべきことが示されてあるから、當然、前掲の挨拶に關する心得をも授くべきである。

- 二 尋常小學讀本 卷一 ユフガタ、五〇頁乃至五一頁

此の課は、二人の兄弟が野遊びに出て、兄は、オヤニシンバイナカケルノハワルイコトデスとの教師の教へを思ひ出して弟に向つて、歸宅を促すといふ仕組になつて居るから、これを教授する際、前掲の心得をも、併せて、簡単に授くるがよいと思ふ。

尋常科第二學年

- 尋常小學修身書 卷二 第十一 さまりよくせよ

本課の例話は、お竹は、お絹の家に遊びに行きて、食事時となりたれば、直ちに歸り、食事をすましたる後、再び遊びに行きたり。」といふことで、何事も、斯くさまりよくすべきことを教へてあるのであるから、之に附帶して、本項の心得をも授くべきである。

尋常科第五學年

- 尋常小學修身書 卷五 第十二課 孝行

「孝は親を安んぜしむるより大なるはなし」といふ趣旨は、當然、本課に因みて教ふべきことであるから、その一端として、本項の心得を復習することにしたと思ふ。

高等科第一學年

- 高等小學修身書 卷一 第五課 孝行

本課に於ては、親を安んずるは孝の大なるものなることを授くることになつて居るから、本項は、正に其の一方法として授くべきものである。

教授上の注意

一 前に掲げたる挨拶の形式は、東京の中流以上の生活程度を標準として示したものであるから、土地の状況に依つて適宜斟酌を加ふべきものであるけれども、縦令、其の土地の兒童が家庭に於て極めて野卑なる言葉を使つて居るとしても、これが最もよい挨拶の形式であるといふこと又は、是非共教へて置きたいと思ふ例へば、親に對して、「行ツテモイ、カ」などいふが如きは、どうしても改めさせねばならぬ。

二 尙、本項に附帶して、左の諸注意をも與へて置きたいと思ふ。

- 一 他家に遊びに行きても、食事時刻來客又は病人ある時、日暮等には、速かに歸宅すべきこと。
- 二 毎日、學校の歸途は勿論、遠足等の場合に於ても、歸途、猥りに他に立寄るべからざること。
- 三 他家に行きて、菓子などの馳走を受けた時は、歸宅の際、其の事を、父母に語るべきこと。

一二 外出・歸宅の際に於ける父母長上への敬禮

イ 登校の時

毎朝、登校の用意終らば、父母又は長上に向ひ、「行ツテ參リマス」と言ひて挨拶せよ。或は單に敬禮する丈けてもよい。此の時相手の人が坐つて居たら、自分も亦坐つて此の挨拶を爲すべく、若し、相手の人が立つて居るか、又は腰掛けて居たら、自分も亦立つた儘、其の前に行つて、挨拶せよ。而して、其の挨拶の言葉は、決して亂暴な言ひ振りをしてはならぬ。

其の他、散歩に行くとき、使に出るとき、の挨拶も、之と同様にせよ。

ロ 下校の時

毎日、學校より歸りたる時は、カバン、辨當などを置きて後、父母又は長上に向ひ、「行ツテ參リマシタ」とか、「只今」とか言つて挨拶せよ。其の仕方につきては、前掲登校の時の挨拶の仕方と同様に心得よ。彼の行きなり家にどなり込むやうなことは、至つて不作法なことである。

〔備考〕

この挨拶も、最初に掲げたる「起床就寝の時の挨拶と同様に、一般の家庭では行はれ悪いかも知れぬ。併し、縦令坐つて挨拶するまでとなくとも、單に「行ッテ参リマス」とか、「行ッテ参リマシタ」とか、或は「只今」といふ位な挨拶は、是非共一般の家庭に勵行させたいものである。

〔参照〕

一 外出・歸宅ノ際ニハ父母長上ニ禮ヲ爲スヘシ

〔文部省要項〕

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第十三 親のいひつけをまもれ

前項、外出の時父母又は長上の許を受くべきことと聯關して、本項をも授くべし。

尋常科第二學年

前項と聯關して復習することにした。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十二課 孝行

同前

高等小學修身書 卷一 第五課 孝行

同上

教授上の注意

土地の狀況又は家庭の事情の異なるに依りて、挨拶の仕方につきて、多少の斟酌を加ふべきは、前項と同様である。即ち、土地の狀況に依りては、案外禮儀の正しい所もあつて、身分の低い者でも、坐つて居る人に對しては、決して立つた儘で、物を言ふことはないといふ所もある。又、其の反對に、父子兄弟の間に、一々改まつた挨拶などすることは、却つて可笑しいことであるといふやうに考へて居る所もある。尙又斯かる事は、同一の土地にしても、家庭の事情に依て、多少の相違があるから、従つて、本項の如き挨拶の仕方は、必ずしも一律に教へなくてもよいだらうと思ふ。要するに、前掲の挨拶の仕方を大體の標準として教ふることにして、其の斟酌の度合は、教師の方寸に依て、適宜手加減をするといふことにして、差支な

らうと思ふ。

一 近隣の人に對する挨拶

外出の途上にて、近所の人又は親戚の知人に、出逢ひたる時は、挨拶をせねばならぬ。即ち、單に一禮するか、又は、時に應じて、「お早う御座います」とか、「今日は」とか、いつて挨拶するがよい。

戶外にて遊び居る時、近所の人、其の他親戚、知人に逢ひたる時も、同様に挨拶せよ。

〔備考〕

近所の人、は、家族親戚、朋友に次ぎて大切なものである。何人も、平時何事もなき時は、左程には思はねど、一朝思ひがけなき災難に遭遇せる時などには、近所の人より如何なる世話を受くるやも、知れぬものである。殊に、火急の場合には、親戚や朋友よりも頼みにすべきは、近所の人である。況して、兒童は、時々近所の家に遊びに行くこともあるべく、又、近所の子供と遊ぶこともあらう。従つて、何事にも、近所の人に厄介をかけることが少なくない。されば、近所の家に遊びに行きたる時は

勿論、外出の途上にて出遇ひたる時にも、必ず相當の挨拶をなすべきである。

〔參照〕

一 近隣ノ人其ノ他親戚知人ニ逢ヒタルトキハ禮ヲ爲スベシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第二十一 近所の人

本課を、よくする際、近所の人に親しむべきことを諭すと共に、前掲の心得をも授くべきである。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第二十五 近所の人

本課は、近隣互に相助くべきことを授くるのが主眼であるけれども、兒童の境遇としては、先づ以て前掲の心得を實現することが第一歩であると思ふから、益々其の實行を奮勵せねばならぬ。

高等科第一學年

第一 居常の心得

本課に於て親類に對する禮儀の一として、本項の心得をも授くるがよい。

教授上の注意

本項に因みて次の事項をも心得しむるがよからうと思ふ。

- 一 近所の家に遊びに行きたる時、其の家の人に遇ひたる時も、同様の挨拶を爲せ。
- 二 而して、歸る時にも、「左様なら」と挨拶するか、或は、單に一禮せよ。
- 三 菓子などを貰ひたる時は、一禮して受け、行儀よく食し、歸宅の後、此の事を父母に告げよ。

一三三 近隣に對する心得

近所の家に遊びに行きたる時、若し、其の家に病人あらば、成るべく速かに歸るべく、妨げなき場所にて遊ぶとしても、騒がしくするやうなことがあつてはならぬ。殊に、近所の家に不幸のあつた場合には、家に在りても、務めて靜かにし、高聲に談笑し、又は、唱歌などすることなきやう注意せねばならぬ。

〔備考〕

病人ある時、又は凶事等の起りて取込の際、近所の家にて、心なく騒ぎ、又は高聲に談笑し、唱歌などするを聞かば、何人も迷惑を感ずるは言ふまでもない。殊に、斯かる場合に、子供等が、家の周圍に集りて、騒がしくするは、病人にとりては、甚だ苦しきことであるから、兒童には、吳々も、前掲の心得を忘れぬやう言ひ含めて置くことが必要である。

〔参照〕

- 一 近隣ニ病人又ハ凶事等アル場合ハ特ニ靜肅ヲ守ルヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第二十一 近所の人

前項と聯關して教授したいと思ふ。

尋常科第三學年

第一 居常の心得

尋常小學修身書 卷三 第二十五 近所の人

同前。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第二十二課 同情

本項の心得は、全く同情心より湧出するものであるから、此の課の教授に附帯して復習するは、至當のことと思ふ。

教授上又は訓練上の注意

- 一 本項を教ふると同時に、平素學校に在る時、何事にも、他教室の妨げを爲さぬやう諭すことも大切である。
- 二 近所の家に出産ありたる場合にも、本項の心得の大切なることを授くる必要がある。

一四 立聞隙見等のこと

他人の談話を立聞し、又は他人の居室若くは居室を隙見してはならぬ、又、人の前にて耳語してはならぬ。

〔備考〕

立聞隙見耳語共に兒童にあり勝のことであるが、殊に耳語は女兒に多いやうである。而して、いづれも人に不快の感を與ふるもので、従つて無禮な舉動となるのである。元來是等のことは一種の癖となるもので、殆ど無意識に無禮なることを忘れてやるものが多い。故に幼時より斯る癖をつけぬやう諭しておくことが必要である。

〔参照〕

一 立聞隙見耳語等ヲ爲スヘカラス 〔文部省要項〕

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課の注意事項として、人の前にて耳語あくび等をせぬこと、及びすみ見をせぬことを諭すことになつて居るから、當然此の作法を授けはならぬ。

尋常科第三學年

第一 居常の心得

尋常小學修身書 卷三 第十一 行儀

本課に於ては、たとひ人の居らざる所なりとも行儀を慎むべし、しからずばいつしか惡しき癖つきて、人の前にも思はず野卑なる振舞をなして、人より賤め疎んぜらるゝに至るべきことを論ずることになつて居るから、其の具體的事例の一として、本項の心得を授くることにしたいと思ふ。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課に於て、人に不快の念を懷かしむるは無禮なることを授くることになつて居るから、其の具體的事例の一として本項の心得を授くるがよい。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十九課 禮儀

本課の内容として、集會の席上にて人と耳語するが如きも無禮なりといふ一項があるから、それと併せて、本項の全部を授くることにしたいと思ふ。

教授上の注意

一 他人の前で、人と目くばせ、又は手真似などをし合つたり、又は暗號のやうな

ことを示し合ふことも、矢張り本項に類似せる事柄であるから、兒童の發達程度に應じ適宜附説すべきである。

二 學校に於ては、他教室又は應接室などをすき見せぬやう論ずることも大切である。

三 兒童は、教師が外來人又は他の兒童と對話の際、何氣なしに、其の周圍に寄り集つて立聞するやうなことがあり勝てあるから、是れ亦無禮なることを論ずがよい。

四 尙、本項は、土地の状況に應じて、常に、兒童の實際を觀察して、夫々適切なる訓戒を施すがよい。例へば近所に珍らしき客があると、多數の子供が寄り集つて、彼れ是れと談笑するなどは、往々田舎に於て見るところであるが、教師は常にそれ等のことに注意して、適切なる訓戒を與ふるがよからうと思ふ。

一五 入浴に關する心得

殊に、共同浴場に行きたる時は、左の諸點に注意せねばならぬ。

一 成るべく浴槽を汚さぬやうにすべきこと。

二 濫りに湯水を酌み出して之を濫用せぬやうにすべきこと。

〔備考〕

兒童は、往々、手足を汚したる儘、又は、鼻汁を垂らしたる儘入浴することあり、それが爲めに、湯を汚して、多くの人に迷惑をかけることがある。又、風呂の中にて、無遠慮に騒ぐやうなことも、兒童に有り勝なものである。殊に、面白半分、湯水を酌み出して、無駄にするなどは、往々、見ることであるが、是等はいづれも、無作法な事である。

〔参照〕

一 入浴ノ際ハ浴槽ヲ汚シ又ハ湯水ヲ濫用セサルヤウ注意ス

ヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第二十四 人に迷惑をかけるな

凡て、人に迷惑をかけることは、つまり無禮なことである。されば、此の課に於て、日常の心得として、本項についても、注意を興ふる必要がある。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第二十六 公益

此の課の「注意」として擧げられたる第二項の一として、本項の心得を授くるがよからうと思ふ。

尋常科第六學年

尋常小學修身書 卷六 第十四課 公益

公益に關する日常の心得として、本項の心得を復習することにしたいと思ふ。

教授上又は訓練上の注意

一 平素、學校の湯呑場の湯を粗末にせぬやう訓練することは、本項と同一趣旨に依り大切なことである。

二 尙、本項に因みて、共同入浴に關して、左の各項をも訓戒する必要があると思ふ。

一 最初、風呂に入る前に、身體の下部をよく洗ふべきこと。

- 二 湯桶を多く占領せぬこと。
- 三 湯水を人にはねかさぬやうにすること。
- 四 流しに唾など吐かぬこと。
- 五 己れの與ふ限りよく洗ふべきこと。

一六 用便の心得(一)

自宅内と雖、決して、便所以外に用便をしてはならぬ。又自宅の便所たると、共同便所たるを問はず、之を不潔にせざるやう注意せねばならぬ。

〔備考〕

我國の多くの家庭に於ては、幼兒は、便所以外の處に用便せしむる惡習慣がある。大人になつても、路傍に用便するものが多いのは、それが爲めてあらうかと思ふ。是れは一家の衛生上にも、又、廣く公衆衛生の上にも、誠によろしくないことである。故に、遅くも就學年齢に達した兒童には、自宅内と雖、決して、便所以外にせぬやうに訓戒したいものである。

又、共同便所を汚すことも、我が邦人の惡癖である。これは、一部分の人が注意し

た位では、到底行はれぬことであるから、どうか、今後、全國舉つて、此の惡風を矯正したいものである。

〔参照〕

一 用便ハ便所ニ於テスヘク且ツ之ヲ汚ササルヤウ注意スヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第二十四 人に迷惑をかけるな

前項と同一趣旨により、本課に附帶して教授すべし。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第二十四 規則にしたがへ

道路に用便をなすことは、法律の禁ずる所なれば、言ふ迄もなく惡きことなれど、何れの場所たるを問はず、便所以外になすこととは、つまりきまりを破ることなれば、本項の心得をも此の課の應用として復習すべきである。

便所以外の所に用便し、又は、便所を汚すことは、公衆衛生の心得にそむくものと言はねばならぬ。故に、此の課の教授中、本項の心得をも併せ説くべきは當然である。

教授上又は訓練上の注意

常に、兒童に、學校の便所を汚さぬやう、注意を與ふることが必要である。即ち、教師は、兒童入學の當初に於て、男女各別に用便の仕方を教へ、必ず之を守らしむるやうにしたいと思ふ。

一七 用便の心得(二)

用便後は、手を洗ひ、手拭又はハンケチにて拭くべし。

〔備考〕

便所に入りたる後、手を洗ふことは、我國中流以上の家庭では、大抵行はれて居るやうであるが、中流以下の家庭では、小便に行つた後には、手を洗はぬものが、随分多いやうである。尤も、自分では、餘り穢いと思はぬかも知れぬけれども、之を見る人には、必ず不快の感を與ふるものである。且つ、衛生上から言つても、便所の戸などは、往々、病毒の媒介をなす憂があるから、便所に入りたる後は、是非共、手を清める習慣をつけたいものである。

又、手を洗つても、兒童は、往々、其の手を、着物で拭いたり、袴で拭いたりするやうな事があるが、これも、是非共、手拭又はハンケチを持つて居て、それで拭くやうに慣らしたいと思ふ。

〔参照〕

一 用便ノ後ハ手ヲ清ムヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

隨時、本項の心得を諭して、之を實行せしむべし。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 第十一 身體

衛生上の心得の一として授け、平素其の實行を督勵すべし。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十七課 習慣

凡て、物事は習慣が大切で、幼時便所に入りて後、手を清むべきものと心得しめて、其の實行を繼續すれば、遂にはそれが習慣となるものである。されば本項も此の課の教授に附帶して、一通り注意を與ふることは有效なる方法であらうと思ふ。

高等科第一學年

隨時、兒童の實況を觀察して訓戒を與ふべし。

教授の上注意

一 本項の教授に聯關して、次の諸項をも諭しておきたいと思ふ。

一 便所に樂書などすべからざること。

(その學校に樂書をなすものなければ、別に訓戒する必要なし。)

二 學校便所、又は共同便所に入る時には、戸を軽く叩きて、他人の有無を確むべきこと。

三 若し、人あらば、直ちに他に避けて、その出づるを待つべきこと。

四 濫に手洗の水を汲み出すべからざること。

二 學校便所の手洗には、毎日水を取りかへ、十分に入れ置くやう注意せねばならぬ。

共用手拭は、病毒の媒介を爲すことがあるから、學校便所には備へざるをよしとす。

第二 姿勢

一 立てる姿勢

頭は真直に保ち、口を閉ぢ、顎を少しく引き付け、兩肩を少しく引くやうにし、下腹部に力を入れ、兩脚を揃へ、足尖を開き、兩踵は密接せよ。又、手は、股の兩側に自然に垂れよ。但し、手指は、互に附かぬやうにせよ。眼は真直に前方に注ぐのである。

〔備考〕

直立の姿勢に關しては、古來、禮法家の稱ふる所の作法と體操との調和を圖る必要がある。即ち、體操に於ては、足尖を六十度に開き、胸部を張り、兩肩を後方に引くべしといふことになつて居る。然るに、我が國古來の禮法では、足尖は、閉ぢて、頭部より一直線に近からしめんとするのである。併し、是れは、唯々古來の習慣に依つて正しいものと考へて居るに過ぎないので、他に之を主張すべき理由はないやうであるし、且つ、斯かる姿勢は、却て不自然な形であるから、寧ろ體操に一致させるがよからふと思ふ。尤も、柔道の大家嘉納治五郎氏は、體操の姿勢も不自然で

ある。又、至つて不安定な姿勢である。彼の體操の開脚姿勢のやうに、兩脚を少しく開いた形が最も自然で、且つ安全な姿勢であると主張して居られるのであるが、勿論、是れも結構な理窟で殊に儀式の場合のやうに、長時間起立して、静止の位置を保たうとするには、體操の氣を付けの姿勢の如く、兩踵を密接するやうにする、と、中々苦しく、爲めに、長い間には、自然、上體が、グラ／＼動くやうになるが、嘉納氏の言はるゝやうに、少しく兩脚を開けば、長時間に涉つても、上體の動くことなくして堪え得ることは、人々の實驗に徴して明らかであらうと思ふ。さりながら、氏の所説は、其の形式に於て、餘りに我が國古來の習慣と遠ざかつて居ると思ふから、予は、現在廣く體操として、男女共に教へて居る所の姿勢に従ひたいと思ふのである。又、手は、我國古來の禮法に於ては、兩股の前に附けるのが本體となつて居るけれども、是れ亦至つて不自然な形であるから、矢張り、體操の場合に於けるが如く、股の兩側に自然に垂れるがよいと思ふ。着眼點は、一直線に前方に注ぐのが本體であるけれども、室内とか、人の前に立つとかいふ場合には、適宜變更すべきは、言ふ迄もないことである。

〔参照〕

一、立テル姿勢

上體ヲ眞直ニシ口ヲ閉チ兩足ヲ揃ヘ手ハ自然ニ垂レ眼ハ前方ヲ正視スヘシ (文省部要項)

二、腰掛けたる姿勢

上體は前掲「立てる姿勢」と同様にし、下腹部に力を入るゝやうにし、成るべく深く腰を掛け、兩脚を揃へて足蹠を床上に置き、兩手は自然に股の上に置くか、或は股の上にて、軽く組むもよし、眼は、一直線に前方を視るのである。

但し、机卓子等の前にある場合には、兩手を軽く之に掛けてもよい。

〔備考〕

兩手を膝の上に置けといふは語弊がある。即ち、是は、名實相當らないから、實は股の上のつもりであらうと思ふ。若し、正直に膝の上に置くとせば、上體は自然に前に傾くことになるから、正しい姿勢といふことは出来ぬからである。

〔参照〕

二、腰掛ケタル姿勢

上體ハ立テル姿勢ト同様ニシ腰ヲ深ク掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヘ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ但シ前ニ机卓子等ノアル場合ニハ兩手ヲ輕ク之ニ掛クルモ可ナリ (文部省要項)

教授又ハ練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第七 からだを大切にせよ

本課教授の際、姿勢を正しくするは、容儀を整ふる上にも又健康上にも大切なことを説き聽かすべき筈になつて居るから、特に、前掲正しき姿勢の要領を示して、之に倣はしめ、平素、努めて姿勢を正しくすべきことを諭すやうにしたいと思ふ。

尋常科第二學年

隨時、適當なる機會に乗じて、注意を促し、正しき姿勢の要領を問答して、其の實行を督勵

するがよい。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第二十二 健康

姿勢の正否は、身體の健康に大關係あること勿論である。されば、本項教授の應用として姿勢に關して、一應の注意を促し、益々其の實行を督勵すべきである。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十一 身體

「身體を健康ならしめんには、常に姿勢に注意し、胸を張りて頭を垂れぬやうにすべし」とは、本課の說話要領に示されたる一要件である。されば、この事を論ずると同時に、正しき姿勢の要領を問答して、各自一層の注意を拂はしむるやうにすべきは勿論である。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十七課 習慣

常に姿勢を正しくせんことを心がくるは、よき習慣を作ることの一つとして最も大切なることであるから、本課教授の應用として特に本項の注意を促すがよい。

尋常科第六學年

隨時、注意を促して督勵すべし。

高等科第一學年

同前

高等科第二學年

同前

教授上又は訓練上の注意

一 立てる姿勢に就ては、常に膝關節(ひかきみ)を十分に伸ばすやう注意を與ふることが大切である。起立の姿勢の正しからぬ人は、多くは、膝を少しく曲げて居る傾向がある。是れは幼時より、努めて矯正せねばならぬ。それには、膝頭を後方に引くやうにせよといふのが最もよいと思ふ。

二 腰掛けたる姿勢を正しく保たしむるには、殊に書寫をなす場合に於て、多大の注意を要するものであるが、元來、吾々が、何か仕事をしようといふ時には、人の話を聽いて居る時のやうに、上體を真直にして、胸を張つて居ることは不可能である。即ち、幾分か頭と共に上體を前に傾けるのが自然であると思ふ。併し、吳々も注意すべきは、此の際、脊柱を左右にゆがめぬやうにすべきことである。それには、左

右の臂の曲げ方に注意せしむることが至つて大切である、即ち通常書寫の場合に於ては、兩臂の關節を同角度に曲げて、恰も彼の乗馬者の姿勢をとらしむるやうにするのである。

又、下腹部に力を入れること、及び成るべく机面より、眼を離すことなども、共に大切な條件である。

尙又、後ろに寄りかゝり、椅子を揺り動かし、又は、兩脚を交叉するが如きことなきやう注意せしむべく、殊に女子は、兩膝を開かぬやう注意せしむべきである。

三 姿勢、殊に作業の場合に於ける姿勢は、單に之を教授する時、又は、氣の付きたる時にのみ八釜しく言つた丈、効がない、即ち、どうしても、兒童と元氣比べをせねならばぬ、さればとて、兒童の作業中、餘りに口八釜しく小言を言ふのも、却つて兒童をして、うるさく感ぜしむる嫌があるから、毎時、必ず仕事の前後に、相當の注意、又は、讚辭を與ふるやうにしたいと思ふ、尤も、縦令作業中と雖、餘り多くの兒童が不注意であると認めたらば、暫時、一齊に手を措かしめて、一言の注意を與ふるか、又は、特に衆生の模範とすべき一二の兒童を指摘して、それに倣はしむる

やうなことがあつてもよいと思ふ。

四 常に、教室に姿勢圖を掲げて置いて、それに注意せしむることもよいけれども、それも、長い間掛けておくと、却つて兒童は餘り注意を拂はぬやうになるもので、遂には、それが眼にうつらなくなつて仕舞ふ、即ち、殆ど壁の色と同じやうになつて、毫も視官を刺戟せぬやうになるものである、されば、要するに教師の口の注意及び眼の注意が最も大切であると思ふ。

五 兒童をして、遂に正しき姿勢に慣れしめんとするには、どうしても、教師が、平素絶へず根氣よく世話を焼いてやらねばならぬ、殊に、體操及唱歌の教授時間などは、立てる姿勢を正しくせしむるに看過すべからざる機會である、又、教授の始終に於ける敬禮、若くは教授中、兒童をして起立して答へしむる場合の如きも、常に起立の姿勢に注意せしむべきである。

又、腰掛けたる姿勢については、殊に兒童が書寫などを爲す場合には、必ず最初に一言の注意を與ふるやうにして、遂には、兒童自ら注意せしむるやうに指導すべきである。

六 凡ての作法は、姿勢を第一とす。故に、姿勢は、謂はば作法の基本である。従つて以下總ての作法を實習せしむる際、いつも姿勢に注意することを忘れてはならぬ。

教具

本項教授の教具としては、姿勢正しき兵士の圖とか、又は、西洋の子供の姿勢正しき圖などを示してやることは、最もよいことと思ふ。彼の脊柱の曲れる様を示したる解剖圖のやうなものを示して、餘りに理窟を説くやうな仕向方は、少なくとも幼少の兒童には、餘りよい方法でないと思ふ。

三 坐せる姿勢

上體を眞直に保ち、成るべく下腹部に力を入るゝやうにし、兩足を、其の拇指の少しく重なるやうにして坐し、兩手は、指間を閉ぢて股の上に置くか、又は、軽く組むもよし、眼は、通例、前方を注視するのである。但し、他人と對坐する場合には、通例其の人の襟のあたりに注目し、時としては、先方の顔を見ることがあつてもよい。

〔備考〕

我國古來の禮法に於ては、貴人の前に坐する時には、手を股の兩側に下ろし、掌を座面に衝くやうにすべく、男は指先を前方に向け、女は後方に向けて、同輩又は同輩以下の前ならば、男は、兩手を股の上に置くべく、女は同輩ならば、掌を前へ向けて股の兩側に下げて置く、同輩以下ならば、股の上に置くべしと教へたのである。併し、これは餘りに煩はしいことであるから、對者の如何に係らず、手は股の上に置くか、又は、軽く組むといふことにした方がよからうと思ふ。

又、眼の着け處は、通例、前方一間乃至一間半ばかりの處に注ぐべしといふのが我國古來の禮であるが、これも、必ずしも其の範圍を限定する必要はなからうと思ふのである。

兩足の拇指の重ね方も、古禮では、男は左を上にし、女は右を上にし、せよと教へて居るが、これも、いづれてもよいといふやうに教へて差支へない。

〔参照〕

三、坐セル姿勢

上體ヲ眞直ニ保チ兩足ノ拇指ヲ少シク重ネ兩手ヲ膝ノ上

ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

一 尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課を教授する際、掛圖によりて、例話中にあるお文といへる女子の行儀よき有様を直観せしめ、其の坐はり方の正しきことより導きて、坐せる姿勢につきて教授し、これを練習すべし。

二 尋常小學讀本 卷二 四 オハナトオキク

本課の内容は二人の女子のお客遊びに事寄せて、作法の一端を教ふるつもりであらうと思ふ。即ち、是に依て挨拶の言葉客の迎へ方、茶の出し方などを、面白く感せしむる間に作法を教ふることが出来る。殊に、其の第八頁の挿圖に於ては、坐し方に就て直観せしむることが出来る。

尋常科第二學年

隨時復習すべし。

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第十一 行儀

本課の「注意」として掲げられたる事項を論ず際、坐せる姿勢につきても復習すべし。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十一 身體

前項「立てる姿勢」及び「腰掛けたる姿勢」と聯關して授くべし。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課を授けたる後、「起坐の作法」を實習せしむることとし、同時に、坐せる姿勢につきても復習するを要す。

尋常科第六學年

隨時復習すべし。

高等科第一學年

隨時他の坐禮を實習せしむる場合に附帶して教授すべし。

高等科第二學年

隨時復習すべし。

第二 姿勢

教授の場所

作法教室に於て實習せしむるを要す

教授上の注意

本項教授の際、左の事項をも諭すやうにしたいと思ふ。

- 一 他人の前に坐する時、濫りに方々を見廻してはならぬこと。
- 二 爪の垢をとり、又は、手いたづらをなし、或は、羽織の紐をいぢりなどしてはならぬこと。
- 三 袴の下に手を入れぬこと。
- 四 以下授くる所の作法の實習の際、常に姿勢に注意すべきこと既に述べた通りである。

第三 起坐

一 座の起ち方

兩手は、軽く股の上に置き、先づ兩足を爪立て、次に腰を立て、先づ右膝を立て、次に左膝を立て、上體の姿勢をくづさぬやうにして静かに起ち上るのである。立ちたる時は、直ちに兩足を揃へて、立てる姿勢を保たねばならぬ。

この際、右膝を立てるとき、右足の足尖は、必ず左の膝頭より手前にあるやうにする。(それには、右膝を餘り高く立てぬやうにすること、及び、上體の姿勢を曲げてよろめくやうなことの無いやうにする)それには、成るべく腰に力を入る、いやうにして起ち上ることとは、共に注意すべきことである。

〔備考〕

先づ兩足を爪立つるには、拇指の上になれる方の足より先に爪立つることになるのが自然であるけれども、一方づゝ爪立てずに殆ど同時にするがよい。古禮では、右膝を先に立てると限らず、必ず下座の方の膝を立てることになつて居た

のである。

〔参照〕

一座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テテ少シク
右膝ヲ立テ靜ニ起テ上ルヘシ (文部省要項)

二 坐し方

立てる姿勢をとり、左足を少しく引き、靜かに腰を下ろし、先づ以て左膝を突き、次で右膝を突くと同時に、其の膝頭を左の膝頭に揃へて、直ちに坐せる姿勢をとるのである。

〔備考〕

左足を引く程度は、通常、右足の半程迄としてある。此の際、兩手は、我が國古來の禮法では、股の上につけさせることになつて居るが、それには及ばず、矢張り立てる姿勢の儘でよいと思ふ。又古禮では、片足を引くのは男子に限り、女子は、その代りに、反對の方の足を少しく踏み出すのである。而して、いづれにしても上座の方

の足が前になるやうにすることに限られて居たのである。

〔参照〕

一 坐スルニハ兩足ヲ揃ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ
次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ坐スヘシ (文部省要項)

三 立てる時の廻り方

左に向かんとする時には、左足を、右に向かんとする時には、右足を一步後ろへ引けば、自然其の向かんとする方に廻るやうになるから、常にそれを頭に置いて餘り目立たぬやうに片足を引き、同時に徐ろに廻るやうにせよ。此の際、上體が、廻る方によろめかぬやう注意せねばならぬ。

〔備考〕

今では、體操教授に於ても、左右何れにも廻ることを教へて居るやうであるから、其の教練に熟したものは、自然必要に應じて前掲の廻り方に従ふやうになるだらうと思ふ。但し、歩みながら廻る場合には、廻つてから、前になつた足を一端引

きつけて後歩み出すに及ばず直ちに歩み出すやうに教ふるがよいと思ふ。

〔参照〕

一立チタルトキノ廻リ方ハ向カントスル方ノ足ヲ引クト共

ニ其ノ方ニ徐ニ廻ルヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

前項、坐せる姿勢」と聯關して、前掲三項の作法を實習せしむべし。

尋常小學讀本 卷二 四 オハナトオキク

本課教授の際、前項、坐せる姿勢」と聯關して、問答復習すべし。

尋常科第二學年

隨時前掲三項を併せて實習せしむべし。

尋常科第三學年

同前

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

本課の教授に附帶して、「坐禮の作法」を授けて實習せしむべきことになつて居るから、凡そ、半時限を之に宛て、前掲起坐の作法を實習するがよい。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課教授の後、前項、坐せる姿勢」と共に、起坐の作法をも併せて實習せしむべし。

高等科第一學年

隨時、起坐の作法を併せて教授すべし。

高等科第二學年

隨時、復習すべし。

(尚、各學年共、以上の場合の外、廻リ方の作法は、學年末に於て、證書を授くる作法を實習する際に、必要なれば、其の際、前掲の要領に従はしむるを要す。)

教授の場所

作法教室又は、教員住宅の一室に於て實習せしむるを要す。若し、其の設備なき

時は、教壇上に毛布の如きものを敷きて實習せしめてもよいと思ふ。

教授上の注意

前掲起坐の作法に於て、起ち方と坐し方との形式は、文部省の要項に示された文面を見ても、餘程六つかしいやうに思はれる。況して、これを兒童に教へようとするのは無理であらうとは、何人の頭にも感ずることであらうと思ふ。併し、予は之を尋常科第一學年及第二學年の兒童、但し學年の末期に實習させて見たが、案外に困難を感じずして、要領を會得させることが出来た。されば、それ以上の學年に於ては、格別困難なこととはなからうと思ふ。

今、これを實際に教授する場合に於ける注意の重なるものを左に擧げて、教授者の參考に供したいと思ふ。

- 一 兒童を作法室に引率して行つたら、先づ、室の周圍の三方に並ばせるがよい。而して、その中の一人若くは、二人づゝを中央に呼び出して實習せしめ、他の兒童をして、よくそれに注意せしむるやうにすべし。
- 二 起ち方及び坐し方は、最初教師より何事をも教へずに、一二の兒童を呼び出

して、殆ど無意識的に起ち、又は坐せしめて、教師は、他の兒童と共に其の際に於ける足の引き具合、又は膝の上げ下ろし等に注意し、さて後、他の兒童と其の要點につきて問答し、然る後、其の要點に注意せしめつゝ、教師自ら範を示して、要領を會得せしむるがよい。

三 兒童の中には、往々、起つ時に、左膝より先に起つものあり、又坐する時にも、先づ右足を引くものがある。これは、元より無意識でやつて居るのであらうと思ふが、一端教師より、正しき形式を教へてやると、苦もなく、それに慣れるものである。

四 斯くして、要領を會得せしめた後は、一人又は二人づゝ呼び出して、之を實習せしめ、他の兒童をして、之を批評せしむるがよい。

五 次には、一列づゝ同時に、又は、全生一齊に練習せしむるといふやうなこともよい。

六 立ちたる時の廻り方を教ふる際には、右足を引けとか、左足を引けとか言はずに、必ず、向かんとする方の足を引くべしと教ふるがよい。

第四 敬禮

一 敬禮に關する一般の心得

- 一 凡て敬禮を爲す場合には、心に恭敬の誠ありて、それを、外部に現はすやうにならねばならぬ。
- 一 又、人より敬禮を受けたる時は、同輩以下の者と雖、相當の答禮をなすべきである。

〔備考〕

凡て作法は、内部にある敬意を發表するものであるといふことと、人に不快の念を與へぬやうにすることとは、作法の根本精神である。されば如何に外部に表はれたる形が正しくても、若し内部に恭敬の念がなかつたならば、所謂虚禮である。殊に敬禮の如きは、其の最も著しきものであるから、苟も敬意を失はぬやうに注意せねばならぬ。

又、人より敬禮を受けたる時は、必ず之に答禮するのが當然である。長くも、我が

皇室の御方々には、臣民の敬禮に對し、御會釋あらせ給ふを仰ぎ奉るにつけても、吾等に此の心掛なくてはならぬことである。我國古來の禮法に於ても、三等の禮と稱して、上輩に對する禮、同輩に對する禮、下輩に對する禮の三様あつて、對者の如何に係らず答禮すべきことになつて居つたのである。又、陸海軍に於ては、上長官と雖、一兵卒の敬禮に對して答禮するのが常である。

〔参照〕

一、一般ノ心得

- 一 凡て敬禮ハ恭敬ノ意ヲ失フヘカラス
 - 一 凡て敬禮ヲ受ケタルトキハ必之ニ答禮スヘシ
- (文部省要項)

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第十一 行儀

本課の例話「松平好房」が、父母に對して禮儀正しかりしは、言ふ迄もなく、衷心父母を尊敬せし念慮より出でたるものなることを説き、本項の心得を附説すべし。

本課の説話要領中、「禮儀は心と形との二つよりなる。されば形のみ正しくすとも心に恭敬の念なきときは、眞の禮儀といふべからず云々」とあるは、正に本項の心得と一致するものであるから、兩者を結合して教授すべし。

尋常科第五學年

此の學年頃の兒童は、動もすると、輕薄に流れ易く、従つて、敬禮なども、眞に敬意を以てなすことを缺くやうなことがあるから、隨時、本項の心得を復習するがよい。

高等科第一學年

前學年と同様に取扱ふべし。

教授上又は訓練上の注意

一 平素教授の始終に於ける敬禮も、決して粗忽に流れぬやう、眞に恭敬の意を盡して爲すべきやう訓練せねばならぬ。

二 教師は、途上、校内等に於て、兒童の敬禮を受けたる時は、之に答禮するがよい。

立禮

一 普通體

先づ前出、立てる姿勢をとり、次に上體を徐ろに前に傾けよ。頭は、それと共に下ぐべきも、殊更に頸筋を屈するに及ばず、手は自然に下げ、其の指尖が股の中邊に達する程度にせよ。

〔備考〕

敬禮の際、先づ、以て、先方の眼に注目することは、至つて大切である。外來人が教室に見えた時、敬禮するならば、兒童の眼は、一齊にその人の方に注目して敬禮するてなければ眞の敬禮にはならぬ。さりとして、上體を屈して後までも注目するに及ばない。又、故更に頸筋を屈すべからずといふは、頸筋を屈すれば、先方の人に襟元を見するやうになり、殊に襟の汚れたのを見せるのは失禮になるからである。又敬禮後は、元の姿勢に復すべしといふ注意も大切である。この注意を怠ると、兒童は、往々、敬禮後、上體が未だ眞直にならぬうちに椅子に腰掛けたり、或は、其の儘歩み出すやうなことがあつて、如何にも見苦しいものである。

〔参照〕

二、立禮

一 普通禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖股ノ中邊ニ達スルヲ度トス但シ殊更ニ頸ヲ屈スヘカラス (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

一 入學當初に於て、極めて簡單に其の要領を授け、教師又は上級兒童に模倣して行はしむ。

二 尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課に於て、父母教師又は知人等に敬禮すべきことを授くることになつて居るから、其の際、改めて前掲の要領を示して、練習すべし。

(爾後、各學年共、平素、其の要領を失はぬやう、時々注意を促すべし。)

教授上の注意

一 上體を屈する際、腰を折らぬやうにすること、及び膝關節を曲げぬやう注意

すること、並びに上體を元に復する時は、之を屈する時の速さよりも稍速めにするべきことをも注意を與ふる必要がある。

二 椅子に倚りたる時、敬禮をなすには、先づ、椅子を離れて、正しく起立の姿勢をとりて後敬禮すべきこと、而して、其の離れ方は、場合に依り、左右何れにするもよきことをも、學年に應じて教へて置くがよい。

二 最敬禮

先づ、前出立てる姿勢をとり、次に兩手を徐々に股の上より膝頭の下邊に達するまですり下ろしつゝ、上體を前に傾けるのである。此の際、頸筋は殊更に屈することなきやう注意し、頭は體と共に下げる。而して、凡そ一呼吸の後、徐々に元の姿勢に復するを程度とす。

〔備考〕

右は、從來の最敬禮の形式の要領であるが、一昨年十月三日に發表せられたる「宮中風凰の間に於ける文官拜謁敬禮式中に制定せられた最敬禮の形式は、左の如くである。今、參考の爲次に掲ぐ。

最敬禮

玉座ニ正面シテ直立シ兩足ヲ整ヘ兩手ヲ體ノ兩側ニ垂下シ兩股ニ接着セシメ玉座ニ注目シテ體ノ上部ヲ約四十五度前ニ傾ケ徐ニ舊ニ復ス若シ帽アル時ハ右手ヲ以テ帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ゲ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシム大禮服又ハ官内官小禮服ノ帽アルトキハ右手ヲ以テ垂直ニ提ゲ其頂ヲ前ニシ左側ヲ右股ニ對セシム

これは、宮中に於ける文官拜謁の敬禮式であつて、必ずしも一般臣民が此の形式に従はねばならぬといふものではないのである。されば、今回、文部省より示されたる最敬禮の形式も、之に従はないで、従來の形式を示されたのであらうと思ふ。

〔参照〕

- 一 最敬禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖ヲ膝頭ノ下邊ニ達スルヲ度(約四十五度)トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ

但シ殊更ニ頸ヲ屈シ又膝ヲ折ラザルヤウ注意スヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第十六 天皇陛下

此の課を授くる際、祝日の儀式に關する心得を授けると同時に、最敬禮の仕方を教へ之を練習するがよい。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十八 天皇陛下

同前

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第一 皇后陛下

本課、教授の後、最敬禮を練習すべし。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第一 天皇陛下

同前

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第二課 皇后陛下

同前

尋常科第六學年

尋常小學修身書 卷六 第二課乃至第五課 天皇陛下

同前

高等科第一學年

特に、三大祝日前に於て、適宜、修身科教授時間に於て、儀式に關する心得と共に、最敬禮を練習すべし。

高等科第二學年

同前

教授上の注意

一 前項普通禮の場合と同様に、上體を屈する際、腰及び膝關節を折らぬやうにすること、及び上體を屈する時は靜かにし、之を上ぐるには、稍々速くすべきことは、

共に注意すべきことである。

二 最敬禮の後は、元の姿勢に復し、再び眼を先方に注ぐべきことも、注意すべき大切なることである。

三 普通禮と最敬禮とは、其の區別を明らかに教へ、練習の際にも、よく區別のつくやうに演習せしむるを要す。いづれにしても、教師のよき模範が最も大切である。

三 坐禮

一 普通禮

前出、坐せる姿勢をとり、次に兩手を膝頭の前に下ろし、指先を揃へて斜に向ひ合はせ、兩肘は膝の兩側につける位にして左右に張らぬやうにし、同時に、上體を徐ろに屈して、座面に近き所まで、顔面の達するやうにする。而して、此の場合にも亦、故更に頸筋を屈して、襟元の見ゆるやうにするのは宜しくない。又、體を傾ける時は靜かにして、上ぐる時は、稍々速めにするのである。

〔備考〕

右の形式は、我が國古來の禮法に所謂三等の禮の中、同輩に對する禮の仕方である。

ある而して上輩に對する禮は、次に示す所の最敬禮で、下輩に對する仕方は、兩手を股の脇に下ろして、其指尖を座面につきて、軽く上體を前に傾ける位でよいと教へて居つたのであるが、幼年の兒童に對しては、別に、下輩に對する仕方を教ふるには及ばないことと思ふ。

〔参照〕

三、坐禮

- 一 普通禮ハ先ツ坐セル姿勢ヲ取り次ニ兩手ヲ膝前ニ八字形ニ置キテ兩肘ヲ膝ノ兩側ニ近ケ同時ニ徐ニ上體ヲ屈シテ顔ヲ座面ニ近カラシムヘシ但シ頸ヲ屈シテ襟元ヲ見ハスト腰ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課は、お文といへる女子を假設して、具體的に禮儀を教ふるやうな仕組になつて居るのであるから、本項敬禮の實習も、お文の話によつて、盛に兒童の模倣心を刺戟し、或は教師の説明により、示範により、或は修身掛圖によつて、一通りの形式を授けて實習させるがよからうと思ふ。

尋常科第二學年

隨時、他の坐禮と共に復習すべし。

尋常科第三學年

尋常小學修身書卷三 第十一 行儀

本課に於ては、松平好房が、常に行儀正しかりしことを授け、兒童をして之に模倣せしめんとするのであるから、一通り、其の例話を話し終りし後、正しき敬禮の仕方を問答して、實際に之を練習せしむるがよい。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

本課の注意にも示されたる如く、他の坐禮と共に練習すべし。

尋常科第五學年

第四 敬禮

同前

尋常科第六學年

隨時、他の坐禮と共に練習すべし。

高等科第一學年

同前

高等科第二學年

同前

一最敬禮

前掲「普通禮」の要領に従ひ、兩手の指尖を斜めに向ひ合せて、食指と食指とを互に接せしめ、以て、略ぼ三角形を作り、顔面は、殆ど兩手の甲に達する程度に下げ、凡そ一息の後、徐に原の姿勢に復するのである。

〔備考〕

右は、從來、我國の坐禮として、最敬の意を表する形としてあつたのである。今は、言ふ迄もなく、公の禮は、立禮であるから、坐禮には、普通禮、最敬禮の區別を立て、

教へて置く必要はないやうにも考へられるけれども、畏くも、宮中にも、猶日本間の御設備もあること、又、地方行幸啓の際、或は日本間に於て拜謁仰せ付けらるゝこともなきにしもあらざるべく、縦令、それは、極めて一部分の人に限るとしても、國民一般の交際上にも、十分に敬意を表すべき形の存することは必要であると思ふから、矢張り今後も保存せねばならぬことと思ふ。
古禮では、敬禮は凡て三息にせよと云つて居る。即ち上體を屈しつゝ、徐々に息を吸ひ込み、頭を下げて居る間にそれを吐き出し、又起き上りつゝ、徐々に吸ひ込めといふのである。

〔参照〕

- 一 最敬禮ハ普通禮ニ準シテ兩手ノ食指ヲ互ニ接セシメ額ハ略指尖ニ達スルヲ度トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第十一 行儀

本課を教授し終りて後、前出「普通禮」を復習すると共に、最敬禮の形式をも授くべし。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

前出「普通禮」と共に復習すべし。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

同前

尋常科第六學年

隨時他の坐禮と共に復習すべし。

高等科第一學年

同前

高等科第二學年

同前

教授の場所

以上二種の坐禮は、共に、作法教室に於て教授し、又は練習するを要す。但し、高學年に於て、屢々復習を重ねたる後は、特に實習を要せず、單に口頭を以て、其の要領を問答するに止めてよからうと思ふ。

教授上の注意

- 一 前述の如く、坐禮は、特別教室の疊の上で實習するを要すと雖、若し其の設備なき學校に於ては、教壇の上に、毛布のやうなものを敷いてやつてもよい。それも出來ないとすれば、兒童各自の机面に手をつかせて、上體の部分だけ模倣させて下體の部分は、掛圖について問答して、單に知識に止めておいてもよいと思ふ。
- 二 坐禮の場合に於ても、立禮の場合と同様に、先づ以て、先方の眼に注目することが大切である。さりとて、頭を下ぐる時までも先方の顔を見つめて居るやうなことは、勿論よろしくない。又、兩肘を膝の兩側に近くとあるのは、要するに肘を張らぬやうにせよといふので、故更に兩肘を膝の兩側に引つけるには及ばないの

である。

先づ、教師の正しき模範を示して、其の要領を説明し、然る後、児童をして、或は一名づゝ呼び出し、或は數名乃至半數位づゝ一齊に實習せしめ、適當に批評訂正を加へてやるがよい。

三 「凡一呼吸の後」とあるは、大體の長さを示されたるに過ぎないのであるから、殊更呼吸を爲さしむる必要はない。兒童に教ふるには、教師が適當なる模範を示して、形も、上體の屈伸の速さ加減も、凡て直觀的に授けて、之に模倣せしめ、教師が之を見ながら批評を加へて、次第に前掲の要領に達せしむるのが一番よいと思ふ。

四、行逢の禮(一)

一 途上にて、知り合ひの人に行き逢ひたる時は、凡そ三步手前で、前出の立禮を爲すべし。但し、其の際、殊更に立ち止まるに及ばず。

〔備考〕

廊下、階段等にて、行逢ひたる時には、先づ以て自分の左側に避けるやうにして

敬禮せよ。若し階段の中途にて人に逢はゞ左側に避けて、先方の通り過ぐるまで待つがよい。人が後から昇つて、又は降つて來る時にも之と同様にするがよい。但し、僅かに二三段の所ならば、速足に昇つて、(又は降つて)しまつて、長者ならばそこに立止まつて立禮すべし。

行逢の禮を爲すに、特に立ち止まらずに、歩みながら敬禮を爲すのは失禮のやうに思ふ人もあらうかと思ふが、併し、互に多忙の人の行逢の場合や、別に用事もない場合に、一々停止して禮をなすのは、誠に繁雜で、到底一般に行はるゝものではないからうと思ふ。現に、軍隊に於ても、一兵卒が、大將に對して行き逢ひの禮を爲すにも、決して停止しないことになつて居るのを見ても、一般國民の行き逢ひの禮も、それによからうと思ふのである。但し、尊長者に對しては、立止まるを本體とすることは差支ないと思ふ。

〔參照〕

一 知人ニ行逢ヒタルトキハ少シ手前ニテ立禮ヲ爲スヘシ

(文部省要要項)

教授又は練習の時期

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷一 第二十一 近所の人

本課に於ては、勢ひ近所の人に行逢ひたる場合には、相當の挨拶を爲すべきことを説かねばならぬと思ふから、其の際、前掲「行逢の禮」の要領を授けておくことにしたいと思ふ。

注意

尋常科第三學年以下各學年に於ては、前出立禮と連結して練習するがよい。

教授の場所

普通教室又は廊下に於て實習するがよいと思ふ。

教授上の注意

此の敬禮を爲す場合に於ても、先づ以て先方の眼に注目することは大切である。敬禮の前後に於て餘りに先方の身なり等に注目することはよろしくない。又行過ぎてから、後ろを振り向いて見ることも失禮である。尙又、行過ぎてから、同伴の人と私語したり笑つたりするのは、縦令、其の人に關することでもなくとも、よろ

しからぬことであるから、學年の程度に應じて、是等の諸點について注意を與へて置く必要がある。

行逢の禮(一)

一 途上にて目上の人に行逢ひたるときは、凡そ一間程手前にて立禮を爲すべく、此の時の禮は、前出知人に行逢たひる時よりも丁重にすべし。従つて、此の場合に於ては、一應立ち止つて禮をなすのが本體である。

備考

廊下に於て、長者に出逢ひたる時にも、之と同様に心得しめてよい。階段に於て出逢ひたる場合の作法は、前項の備考を参照せよ。

参照

一 尊長ニ行逢ヒタルトキハ凡數歩手前ニテ禮ヲ爲スヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第九 師をうやまへ

尊長といへば、勿論教師のみではないけれども、差當り學校に於て、之を實現せしむるには、先づ以て教師に對して、常に此の作法を守るべきことを督勵するがよいと思ふ。されば本課に於て、これを授くることは、最も適當なりと考ふるのである。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

本課教授事項中に、「昔は貴き人に逢ふときは道路にても跪きて禮をなせしことありしが、今はかかることをなすに及ばず、ただ目上の人に對しては恭敬の心と相當の作法とを失はざるやうに注意すべし」といふことがあるから、この事を教ふると同時に、本項の作法を復習すべし。

注意

此の他の學年に於ても、前出行逢の禮(一)と結合して練習すべし。

教授の場所

廊下、又は運動場に於て實習せしむるを要す。

教授上の注意

車上有る時、人に行逢ひたる場合には、左の注意を要することをも合せて教ふるがよい。

一 車上有りて、若し、最敬禮を爲すべき場合あらば、必ず先づ車を下りて敬禮すべきこと。

二 長者に行逢ひたる時は、成るべく車を下り、又は、車を止めて敬禮すべし。但し急ぎの場合、又は同輩に行逢ひたる場合には、乗車の儘、敬禮するも妨げなし。此の際、御免下さいと言へば、尙結構なること。

行逢の禮(二)

一 途上にて葬列に行逢ひたる場合には、成るべく其の柩に對して立禮をなすべく、然らざるも、列を横ぎり、又は、冷笑するなど、苟も不敬の言動をしてはならぬ。

備考

西洋にては、葬列に行逢ひたる時は、其の柩に對して、敬禮を爲すことが、一般の

習慣になつて居る。我が國でも、近來、心ある人は、敬禮するやうになつて來た。然し中には、忌はしき無禮の行動を爲す人がある。例へば、乗車のまゝ、遠慮もなく、列を横ざるとか、或は、列中にある人々に對して、冷笑を爲すが、如きことは、往々見受けることである。誠に同情の念慮なきものと言はざるを得ぬ。願はくは、必ず敬禮を爲す迄でなくとも、せめては、不敬の言動をなさぬ迄には、したいものである。

〔参照〕

一 葬儀ニ逢ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサルヤウ

注意スヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十四 不作法なることをするな

本課の「注意」にも、葬式其の他の列を横切らぬやう諭すべきことになつて居るから、其の際、前掲の趣旨を以て訓諭すべきである。

尋常科第五學年

尋常小學修身書 卷五 第十六課 禮儀

本課に附帶して吉凶慶弔に關する禮を授けると共に本項の心得をも復習するがよい。

高等科第一學年

高等小學修身書 卷一 第十九課 禮儀

本課の内容の一項として、本項と同様のことを教ふることになつて居る。

教授上の注意

斯かる作法は、殊更に、場合を假設して實習せしむるに及ばず、單に心得として授けておくに留めておいてよいと思ふ。

敬禮を爲す場合の注意(一)

帽を被れる時は、右手に帽を取つて、其の内側を右股の側に向けて、軽く袴の縫目の邊りに觸るゝ如くして敬禮せよ。

〔備考〕

西洋では、右手に帽を取り、之を股の側に觸れずして、却つて、股を離れて、斜めに

右方に延ばしつゝ敬禮する習慣がある併し、我國では、宮中に於ける、文官拜謁の敬禮式にも、帽は、右手を以て垂直に提げ、その内部を右股に對せしむることに定められてあるから、一般に前掲の形式に従ふことがよからうと思ふ。

〔参照〕

〔注意〕

敬禮ヲ爲ス場合ニハ左ノ諸項ニ注意スヘシ

一 帽ヲ戴ケルトキハ右手ニテ之ヲ取り其ノ内面ヲ内ニ向ケ
テ右股ノ外側ニ輕ク觸ルル程ニ爲スヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

各學年共前出「行進の禮(一)」を教ふると同時に、此の作法をも併投して練習すべし。

〔注意〕

各學年共、體操教授の前後に於て、時々注意を促しつゝ、遂に之を習慣となさんことを期すべし。

教授の場所

普通教室に於て、一通りの形式を教へて練習し、更に廊下又は運動場に於て實習せしむべし。

敬禮を爲す場合の注意(二)

二 傘類又は手荷物等を右手に携帯せる場合には、之を左手に持ち換へ、若くは、之を左腋に抱へて敬禮せよ。此の際、あはてたる舉動をなすは見苦し。

〔備考〕

携帯品を左手に持ち換へよといふ理由は、若し帽を被れる場合には、之を右手に取る必要もあるべく、又、帽を被らざる場合には、右手だけは、下に垂れて敬禮を爲さんが爲めてある。

〔参照〕

一 傘其ノ他ノ物ヲ右手ニ携ヘタルトキハ之ヲ左手ニ持チ換
ヘ或ハ左腋ニ抱フヘシ (文部省要項)

教授又は練習の時期

各學年共前出「行逢の禮」(二)を授けると同時に、此の作法をも教へて練習すべし。

教具及教授の場所

傘、杖等を用意し、廊下又は運動場に於て練習すべし。

教授上の注意

- 一 明治四十三年八月二十六日文部省訓令第十八號を以て定められたる「行幸啓ノ節學生生徒敬禮方」と同時に、文部次官より達せられたる通牒によれば、大雨雪の際は、雨具を用ふるも苦からずとある位であるから、雨雪の際には縦令長者に行逢ひたる場合にも、態々傘を傾け、又は閉づるには及ばないと思ふ。
- 二 晴天にて暑を避くる爲めに、傘を翳したる場合には、矢張り之を左方に傾け柄を左手に受けて敬禮を爲すべし。
- 三 されど、行幸啓を奉送迎する場合には、日傘は無論之をつぼめて、前掲最敬禮をなすべし。
- 四 他出の途上にて、不圖行幸啓を拜する場合には己むを得ざるも、之を拜せんことを豫定せる場合には、杖を携へざるを可とす。

教授又は練習の時期

各學年共、隨時行逢の禮の各々の場合と結合して練習すべし。

教具及教授の場所

傘を用意し、運動場に於て練習すべし。

- 三 若し、兩手に物を携へたる場合、片手に傘又は杖を携へ、片手に物を持てる時も亦同じには、其の儘にて敬禮して差支なし。成長の後は、此の際、御免下さいといひつゝ、敬禮すべし。

〔備考〕

凡て、敬禮は、其の際に於ける精神が大切なのであるから、兩手に物を携へたる場合の如きは、殊更に其の物品を下に置く等のことをなすに及ばず、唯此の際に於ける敬意の表情こそ大切なれ。

〔参照〕

- 一 兩手ニ物ヲ携ヘタルトキハ其ノ儘ニテ敬禮スルモ妨ナシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

是れ亦前出「行逢の禮」(一)及(四)を教授すると同時に此の心得をも授くべし。

教授上の注意

尙、行逢の禮に關しては、學年に應じて、適宜左の事項をも授けておくがよからうと思ふ。

- 一 肩掛襟卷、手套等は、途上にては、通例とるに及ばざること。
但し、長者に對する場合に、携帶品なき時は、肩掛襟卷の類は、とるのが禮である。
- 二 高貴の御方に行逢ひたる場合には、立ち止まりたる場所に於て、御通行の方に向き直り、前出「最敬禮」を行ふべきこと。
- 三 凡て、行逢の禮を爲したる後は、己れの左によけて通り過ぐるをさまりとすべきこと。
- 四 何れの場所たるを問はず、敬禮すべき對者が、若し己れと同方向に進む場合には、少しく相手の人の方に向くやうにして敬禮すべく、此の際、相手が長者ならば、己れは、歩を緩めて、一、二歩後より歩み行くべきこと。
- 五 互に車上にて行逢ひたる時は、軽く會釋するに止めて可なること。
- 六 外出の時、學校仲間の人に行逢ひたる時は、軽く一禮すべきこと。
- 七 知人に出逢ひて、知らぬ振をなすは、勿論よろしからず、又、通り過ぎたる後、後ろを振り向くは失禮なること。

五、人の前を通るときの禮(一)

- 一 凡て、人の前を通る時には、會釋を爲すのが禮である。而して、相手が立てる時、又は腰掛けたる時は、立ちたる儘會釋して通るべく、若し、相手が坐せる時は、跪きて軽く坐禮をなすか、又は、體を屈めて通り過ぐるがよい。此の際、御免下さい」と言ふもよし。

〔備考〕

汽車、汽船等に於て、出入の際、若くは、便所、食堂等に通ふ場合に、同乗者の前を通る時、必ず會釋を爲す者、之を如何なる人に多く見るとあらうか、恐らくは、紳士、淑女を裝へる人に見ること少なくして、却つて、之を田夫野人に見ること多きは嘆

すべきことである。尤も、陸海軍の將校の如きは、一般に禮儀正しく、従つて、斯かる作法も、誠に正しいものである。今後如何にもして、一般國民をして、此の良習慣をつけさせたいものである。

〔参照〕

一人ノ前ヲ通ル場合ハ會釋スヘシ

(文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第一學年

尋常小學修身書 卷一 第八 行儀よくせよ

本課に於ては、お文といへる假設人物の例話に依りて、十分に、禮儀正しくすべきことを感ぜしめ、日常卑近なる作法を授くべきことになつて居るから、其の一として、本項の作法を教へて之を實習せしむるがよい。

尋常科第二學年

尋常小學修身書 卷二 第十四 不作法なことをするな

本課に於ては、兒童にあり勝なる不作法を戒め、併せて積極的に、日常守るべき作法を教ふることになつて居るから、それ等の事柄に關係をつけて、復習することにしたと思ふ。

高等科第一學年

同時教授して實習せしむるを要す。

教授上の注意

- 一 此の作法は、前掲の如く、一端尋常科第一學年に於て授けたる以上は、日々、其の實行を督勵せねばならぬ。若し然らずして、時々、教師の氣付きたる時にのみ、之を促すやうなことは、到底習慣となすことは出来ぬ。
 - 二 兒童は、往々、列中にある場合にも、教師其の他の人の前を通る時、會釋することがあるが、斯かる場合には、それに及ばぬことを教へておくがよい。
 - 三 之を教へたる以上は、廊下等に於て、外來人の前を通る時にも、必ず之を實行せしむるやうにせねばならぬ。
- 人の前を通る時の禮(二)
- 一 目上の人の前を通るには、次の作法に従ふべきである。
 - イ 目上の人が立てる場合には、凡そ二三歩手前より、少しく體を屈め、凡そ一步手前の所に至りたる時、斜に先方に向つて軽く立禮をなし、然る後に、通り過ぐ

べし。

ロ 目上の人が坐せる場合には、凡そ二三歩手前の所にて坐し、斜に先方に向つて軽く坐禮を爲し、然る後立ちて、體を屈めつゝ通り過ぐべし。

ハ 目上の人が椅子に倚れる場合にも、(イ)の場合の如くすべし。

〔備考〕

目上の人の後ろを過ぐる時は、軽く會釋し、又は、御免下さいと挨拶をして、成るべく、先方の身に觸れぬやうにして通り過ぐるがよい。凡て、已むを得ざる場合の外は、人の前を通らないのが本體であるけれども、先方の後ろが、餘り狭くて、其處を通るには、却つて先方の身に觸るゝか、或は、身を動かしてもらはねばならぬやうな場合ならば、前掲の作法に従つて、前方を通るのがよい。

我が國の古禮では、人の前を通るときの作法は、大要次のやうに教へて居る。

一 尊長が坐して居るときは、その前で一寸膝をつき、膝の兩側に手をつき、彼方を正視し中禮して、返禮を見て靜に立ち上りて行き過ぐ。

二 同輩ならば、同様膝をつき、掌を向ふに、指さきを一寸つき一禮して過ぐ。

三 下輩ならば、先方の禮に返禮(一寸立止り目禮)して過ぐ。

四 先方が椅子により又は立てるときは、その前を前同様立禮をなして過ぐ。

〔參照〕

一 尊長ノ前ヲ通ルトキハ少シク體ヲ屈メ凡二三歩手前ニテ

斜ニ先方ニ向ヒ場合ニ應シテ輕ク立禮又ハ坐禮ヲ爲スヘ

シ (文部省要項)

教授又は練習の時期

尋常科第三學年

尋常小學修身書 卷三 第九 師をうやまへ

前出(尊長に行進したる時の禮)と聯關して教授すべし。

尋常科第四學年

尋常小學修身書 卷四 第十八 禮儀

同上

尋常科第五學年

第四 敬禮